

平成19年9月美馬市議会定例会議事日程（第2号）

平成19年9月11日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 市政に対する一般質問

- 日程第 3 議案第63号 美馬市介護保険給付費準備基金条例の制定について  
議案第64号 政治倫理の確立のための美馬市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について  
議案第65号 美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第66号 平成19年度美馬市一般会計補正予算（第3号）  
議案第67号 平成19年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第68号 平成19年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第69号 平成19年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第70号 平成19年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第71号 平成18年度美馬市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 平成18年度美馬市水道事業会計決算認定について

平成19年美馬市議会定例会会議録(第2号)

---

◎ 招集年月日 平成19年9月11日

---

◎ 招集場所 美馬市議会議場

---

◎ 開 議 午前10時00分

---

◎ 出席議員

1番	郷司千亜紀	2番	阪口 克己	3番	藤田 元治
4番	藤原 英雄	5番	井川 英秋	6番	西村 昌義
7番	国見 一	8番	久保田哲生	9番	片岡 栄一
10番	原 政義	11番	前田 明美	12番	川西 仁
13番	小林 一郎	14番	河野 正八	15番	三宅 共
16番	谷 明美	17番	前田 良平	18番	山 泰章
19番	中山 繁	20番	三宅 仁平	21番	藤川 俊
22番	中川 昭彦	23番	武田 保幸		

---

◎ 欠席議員

なし

---

◎ 地方自治法第121条の規程により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	河野 尚二
収入役	松尾 正俊
政策監	清水 英範
市民環境部長	都築 稔
保険福祉部長	大垣賢次郎
経済部長	新井榮之資
建設部長	中川 近敏
水道部長	西川 行正
消防長	前田 力三
木屋平総合支所長	津川 定
企画総務部理事	向井 二夫
市民環境部理事	武田 喜善
保険福祉部理事	逢坂 彰
福祉事務所長	逢坂 章人
企画総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長	緒方 俊仁

企画総務部秘書広報課長	武田 晋一
教育長	三島 茂
教育次長	磯村 文男
代表監査委員	松家 忠秀

---

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	青木 市夫
議会事務局次長	岩崎 良子
主任書記	長江 浩司

---

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

---

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

15番	三宅 共	議員
16番	谷 明美	議員
17番	前田 良平	議員

開議 午前10時00分

◎議長（小林一郎議員）

おはようございます。

ただ今より、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりであります。よろしく願いを申し上げます。

なお、川西仁議員より、少し遅れるという連絡がございました。申し添えておきます。

本日、各放送局、メディアからテレビカメラの撮影の許可の申し入れがありましたので、ニュース性を帯びておると判断のもと、許可いたしております。

傍聴の方にお願ひでございますが、静粛に傍聴をお願いを申し上げます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、三宅共君、16番、谷明美君、17番、前田良平君を指名いたします。

日程第2、市政に対する一般質問を行います。

今回の通告者は、お手元に配付の一般質問一覧表のとおりであります。

通告の順序に従い、順次発言を許可いたします。

初めに、11番、前田明美君。

[11番 前田明美議員 登壇]

◎11番（前田明美議員）

皆さん、おはようございます。

ただ今、議長さんの方から一般質問の許可をいただきましたので、5点ほど質問をいたしたいと思います。

まず最初に、今日は6年前にアメリカでテロのあった日であります。私もこれから質問するのは、今まではやや牧田市長を応援しておった関係上、激励の質問が多かったわけがありますけれども、今回いろいろ考えまして、今日、傍聴者の皆さんようけおいででございますし、ごみの方は私、総務委員長もさせていただいておりますので、18日に10時からやりますので、また10名傍聴できますのでおいでいただきたいし、同僚の三宅議員、また阪口議員等がごみのことについては質問していただけるということでございますので、私は通告に従いまして、ただ今から5点を質問させていただきます。

まず最初に、情報通信の中で地域イントラネット事業についてであります。契約の中で工期が、平成19年3月23日が守られてないということにつきましては、8月10日の総務常任委員会の中で答弁を聞いておりますが、請負業者、コンサルに対してどういう処分をしたのか、答弁を願いたいと思います。

次に、民間との有償による契約を、今開会の冒頭日に牧田市長は10月中に決定をしたいということですが、公募の条件等、またどうして10月中にしないといけないのかをお答えをお願いしたいと思います。

次に2番目に、公共下水道の見直しについてであります。これからも厳しい財源の中

でインフラ整備は十分わかりますけれども、これからも計画を進めていくのか。進めていっても加入率や高齢化により、負担金等が支払いできない市民が多くなると思いますが、このまま進んでいくと後世に借金ばかり残し、市の財政はなお苦しくなると思いますが、それでも市長はこの事業を遂行していくのかをお伺いしたいと思います。

3点目は、一部事務組合の運営と美馬西部共立火葬場、管理者つるぎ町長の改築についてを質問いたします。

一部組合の運営についてであります。先月、つるぎ町の共立火葬場の担当する事務局、住民課長に美馬西部共立火葬場の件で協議をしたいので、私、組合議員をさせていただいております関係で、臨時会を開催してほしいということを出したところ、事務局より、臨時会を開くには現在火葬場組合規定がないとかいうことで、結局開催をしてもらえませんでした。この点については構成団体である美馬市として、地方自治法上どうなっているのか、また組合議員から申し出があった場合、どうしたら臨時会を開催していただけるのかをお伺いしたいと思います。

次に、西部火葬場等の移築については、6月議会でも同僚の井川議員等からその移築の10組合の中でいろいろ質問されました。私は今日は、美馬西部共立火葬場についてお伺いをいたしたいと思います。

火葬場は昭和46年に建設されて、36年が経過をいたしております。施設の老朽化や設備等の未整備により、改築の時期に来ていると思われまます。現在、旧美馬町の市民は施設整備の立ち遅れや冬場の道路事情により、やむを得ず美馬市の火葬場を利用しているとお聞きをしております。そこで構成団体であるつるぎ町から再建についての建設負担金等が求められた場合、美馬市としてどう対応するのかをお尋ねをいたします。

4点目は、三島小学校の施設の整備についてを質問いたします。

三島小学校には、本年度から肢体に障害のある児童2名が入学をされました。それに備えて教育委員会の方では、玄関のスロープ、手すり、障害者用のトイレ等を設置をしていただきましたが、階段の昇降には階段昇降車を使用するといったことで、非常に介護の先生も負担が大きいし、危険性も含んでいると聞いております。三島小学校は階段が狭いので、階段昇降機を備えることには無理があるし、また現在のような階段昇降車では危険があるので、エレベーターを設置する以外に解決の方法はないと思われまます。すべての子供が安心して安全で学校生活を送れるようにすることが教育行政の責務だと思われまますので、教育長の答弁をお願いをいたしたいと思います。三島小学校だけでなしに、美馬市内、私全部は知りませんが、そういう学校があれば何をおいてもその予算は振り向けていただきたいと思います。

最後に、5項目めの入札方法についてのあり方等について3点を質問させていただきます。

1点目は、地場産業の育成の観点から、できるだけ美馬市内の業者に発注するようにお願いをしたいと思われまますが、これについて答弁をお願いをいたしたいと思います。

2点目は、入札の執行に当たっては公平な入札をしていただきたいと思います。理由は、現在の入札方法は、業者の方々から今回総務委員会で預かります要望書の23業者のよう

に、私も不審な点が数多くあると思っております。一部の落札業者ばかりがとっている現状が、特に旧穴吹地区で多く見受けられます。最低価格が理事者側の方から落札業者に流れているという話が充満しております。我々議員としても「あの人が聞いておるのに聞けんのか」というような、業者間からそういう話もいっぱい飛んでおります。今年になって旧穴吹地区では二つの業者が倒産をいたしました。本当に2年少し、牧田市政の中で入札においてこの方法がベストなのかなど。そういったことを振り返っていただきまして、どういった角度で、数字をとってみて、落札業者が偏っているのがひど過ぎる、是正する気はないのか、そういうことについてのお伺いをいたしたいと思えます。

3点目については、官製談合と思われるような入札方法があると聞いておりますが、事実についてあるかどうかをお聞きをしたいと思えます。

以上で質問を終わります。再問はさせていただきます。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

11番、前田明美議員の質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず、1点目は美馬西部共立火葬場の建てかえについてのご質問でございますが、美馬西部共立火葬場は、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして設置されておまして、昭和46年9月から現在の場所で運営を開始し、36年が経過しようとしています。

合併に伴いまして、旧美馬町が美馬西部共立火葬場組合の構成団体である関係で、現在二重構造となっております。美馬市といたしましても、この点、早期に検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

このことから、本年6月に一部事務組合を所管する各部の課長等による連絡会議の庁内組織をつくりまして、現在一部事務組合が抱える問題点あるいは課題を洗い出し、将来方向についての検討を行っているところでございます。

ご質問は、建設負担金を求められた場合どうするのかというふうなご質問でございますが、今後は美馬市といたしましても基本的な考え方を取りまとめた上で、議員ご指摘の建てかえの正否等も含めまして、協議をしまいたいというふうに考えております。

それと次に、臨時会の開催についてのご質問ということでございますが、この臨時会の開催につきましても、組合議員の4分の1以上の者から会議に付すべき意見が請求されますと、管理者の判断で招集告示を行えば、臨時会は開催できるというふうにお伺いをいたしております。

それから、2点目の入札の関係でございます。

まず第1点目は、地場産業の育成というふうな見地から美馬市内の業者に発注すべきではないかというふうなご質問でございますが、基本的に業者の発注につきましても、市内というのを基本にいたしておまして、あと市内業者でできない場合には市外の業者を当てておるというふうな状況でございます。今後ともできる限り美馬市内の業者の方に発注できるように努力をしまいたいというふうに考えております。

それから、2点目の最低制限価格等についてのご質問でございますが、最低制限価格につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づきまして、契約の適正な履行確保の観点から、過剰なダンピングを排除し、工事の手抜きあるいは下請へのしわ寄せなど、適切な公共工事の品質確保を阻害する恐れを払しょくすることを目的に設けられておりまして、本市におきましては美馬市契約事務規則に基づき、予定価格の3分の2以上の額というふうなことにしておるところでございます。

平成17年4月に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律では、従前よりも事業者の技術力や工事成績などを重視した総合評価方式の拡充を推進をいたしております。

また県に設置をされております入札監視委員会、入札制度検討部会の提言の中にも、品質確保の観点から総合評価方式の拡充が示されておりまして、従来の価格だけの競争ではなくて、総合評価というふうなことで制度改正がなされているところでございます。

更に平成18年12月付の総務省及び国土交通省からの通達では、最低制限価格の事前公表については、支出の削減につながる反面、最低制限価格と同額での入札による抽選落札が増加し、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注し、品質の確保に問題が生じる事態も懸念されていることから、事前公表の実施についての十分な検討を要するとされておりまして、最低制限価格の事前公表の取りやめを含む適切な対応が求められているところでございます。

ご質問のように最低制限価格等々につきましては、地方自治法の趣旨とか、あるいはまた国の通達等から判断いたしまして、今後とも適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、入札、談合の状況についてということでございますが、先ほどの質問の中にもございましたように、いわゆる入札について最低制限価格が業者に、市の方から漏れるというふうな発言がございましたが、市といたしましては最低制限価格の管理というものは厳正に行っておりまして、一切漏えいすることはないというふうに申し上げておきたいと思っております。もし本当にそういうふうな事実があるのであれば、うわさとして流布するのではなくて、公正取引委員会なりあるいは警察、あるいは検察、こういったところに申し出ていただきたいというふうに思います。市といたしましては、入札事務の執行に当たりましては、これまでも厳正かつ公正にとり行ってまいりましたが、今後も更に厳しく取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（小林一郎議員）

教育長。

[教育長 三島 茂君 登壇]

◎教育長（三島 茂君）

11番、前田明美議員の三島小学校のエレベーター設置についてのご質問にお答えいたします。

現在、美馬市には幼稚園16園、小学校20校、中学校7校があり、バリアフリーにつきましては、これまで肢体に障害のある幼児・児童・生徒の入園・入学に合わせてスロー

プや手すり、障害者用トイレなどの改修を行ってまいりましたが、まだ市内の学校間では整備のばらつきがあるというのが現状でございます。

市内の小・中学校でエレベーターを設置しているのは、小学校1校、中学校1校。リフトを設置しているのは小学校1校であり、小学校2校に階段昇降車を配備いたしております。

また、市内にはエレベーターなどの必要な肢体に障害のある児童生徒は小学校5校で8名、中学校1校で1名でございます。

三島小学校につきましては、校舎は昭和59年度に建設された鉄筋コンクリート3階建て、床面積が1,614平方メートルの施設であり、児童数は全校で119名で、そのうち1年生に2名の肢体に障害のある児童が入学しており、その対策として県費の加配教員2名を配置いただいております。校舎内のスロープや手すり、障害者用トイレは平成18年度に改修し、階段昇降車を1台配備しておりますが、肢体に障害のある児童が階段を昇降するたびに階段昇降車を使用するといった、校内移動に不便な状況であることは認識しております。

議員ご指摘のとおり、理想的には肢体に障害のある児童生徒が在籍するすべての学校にエレベーターが設置され、車椅子での自由な活動が可能となる態勢が整えれば最善であると思われませんが、非常に厳しい財政状況の中、優先的に学校施設の耐震化などを進めているところでございます。

今後、美馬市総合計画との整合性を図りながら、教育振興計画実施計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

#### ◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

#### ◎政策監（清水英範君）

11番、前田明美議員のご質問に対してお答えします。

情報通信基盤について2点、ご質問をいただいております。

まず地域イントラネット事業についてのご質問でございますが、地域イントラネット網施設整備工事につきましては、工期内の完成を目指し、施行業者、施行管理業者ともども鋭意努力をしております。しかしながら、多くの関係機関との協議に時間を要したことや、システムの調整等にも手間どったこともございまして、一部の工事について遅れが生じ、完了確認が十分できなかった点がございました。

このため、市といたしましては、施行業者に速やかに完了させるよう強く指導してまいったところでございます。本市にとって直接利用に支障を来たしたことはございませんでしたが、工期内に完了しなかったという事実を重く受けとめまして、ペナルティーとして本年度における加入者系工事における指名は行わないという厳しい措置を講じてきたところでございます。また施行管理の委託業者に対しましても、施行業者ともども速やかに業務を完了させるよう強く指導してまいったところでございます。



なお、現在進めております加入者系光ファイバー網施設整備工事並びに音声告知放送システムの整備工事につきましては、ご指摘いただいた点を踏まえ、工程スケジュールに十分留意してまいりたいと考えております。

次に2点目でございます。情報通信事業の運営形態についてのご質問でございます。市長の所信表明で申し上げましたとおり、インターネット、テレビにつきましては民間の活力を最大限活用する、そういう方針のもとに、市が整備する光ファイバー網の一部を事業者に長期間有償で貸し出し、サービスの実現を図ってまいりたいと、このように考えております。

この方式はインターネットやテレビの難視聴地域を抱える多くの自治体で採用されている方式でございます。民間事業者のノウハウを活用することで、ランニングコストである管理経費が縮減できるものと考えております。

ご質問の事業者の選定方法についてですが、まず外部委員も含めた審査委員会を立ち上げまして、公募の要領を定めて、応募のあった事業者に対し資格審査基準に基づいた審査を行います。その後、基準をクリアした事業者から企画提案書等を求め、総合評価方式により同委員会におきまして審査評価し、運営事業者を決定したいと考えております。

なお、選定の基本的要素といたしましては、有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法ほか関連法令を満たしているかどうか、また視聴料が安価で長期にわたり安定したサービスが可能であるかどうかなどが挙げられます。

いずれにいたしましても、市民に一番メリットがあると考えられる事業者を選定してまいりたいと考えておりまして、工事の進捗に支障のないように進めてまいりたいと考えております。

◎議長（小林一郎議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

◎建設部長（中川近敏君）

続きまして、私の方からは公共下水道事業の見直しについての答弁を申し上げます。

まず、美馬市が現在行っております公共下水道事業について、ご説明いたします。旧穴吹町時代の平成8年度に水環境の保全と快適な生活空間の確保として、穴吹町公共下水道全体計画を作成しております。

計画内容といたしましては、計画地域として穴吹、三島地区の平坦部と口山地区の一部で、計画区域の面積は178ヘクタール、計画人口6,400人、計画目標年度、平成9年度から平成28年度までの20年間となっております。概算事業費は103億8,100万円となっております。平成9年度に最初の事業認可を受けておりまして、認可内容は、計画地域が穴吹地区の平坦部と口山地区の一部でございます。計画面積は52ヘクタール、計画人口2,130人、計画年度、平成9年度から平成16年度となっております。概算事業費34億7,400万円で事業に着手しております。

着手後、事業は順調に進捗いたしまして、平成16年3月からは一部供用も開始しております。また、平成16年度に計画区域の面整備率が約70%となり、計画区域の追加申

請を行い、同じ平成16年度に変更認可の承認をいただいております。変更の認可は、舞中島地区を追加して、計画面積43ヘクタール、計画人口1,390人、計画事業年度を8年間延長して平成24年までとし、概算事業費も26億6,000万円の追加となっております。

舞中島地区での実施計画につきましては、平成17年度に実施に伴う説明会を開催するとともに、実施測量による各戸への立ち入り調査などの承諾をいただき、測量を行っております。また、平成18年度にはこの地域の地質調査や詳細設計も完了しております。今年度は国及びJRとの占用協議も整いまして、JR穴吹駅より国道192号を西に向けて、明連住宅付近までの管路埋設工事を発注しているところでございます。

公共下水道の見直しについてでございますが、平成18年度に現在実施しておりますこの公共下水道事業が事業採択後10年目に当たるとのことで、徳島県公共事業評価委員会において、事業の再評価の審議を受けております。この事業の再評価は費用効果の分析結果が重要となっておりますが、この評価委員会における総合評価は継続が妥当との判断をいただいております。今後も地域住民のご理解とご協力をいただきながら、コスト縮減に努め、整備の促進を図っていきたいと考えております。

#### ◎議長（小林一郎議員）

前田明美君。

[11番 前田明美議員 登壇]

#### ◎11番（前田明美議員）

再問をさせていただきます。

答弁がありました。答弁漏れの5番目の官製談合についてはないかと言うて聞いておるけど、ないという返事があると思いますので、あまり言うと私の持ち時間がもう30分でございますので、私の方から再問させていただきます。

1番目に、政策監から工業者に今年指名停止をしたと、そういう事実を確認しながら県知事に対して3月30日付をもって起債申請をし、業者に、契約事項では違約金等の条項があると思いますが、そのことの答弁もありません。私は8月10日の総務委員会で継続調査の中で「これは公文書偽造に当たるのではないですか」という質問をいたしました。昼から副市長が公務のためということで、12時でごみと情報通信の話は打ち切ったわけでありまして。このことについても今日30分であと私、1回しか質問できませんので、詳しくは出ませんけれども、18日の総務常任委員会では詳しく説明を求めたいと思います。

そこで、現実を、できてないということを認めて、業者にそういうペナルティーを課しながら、なぜ県知事に対して再申請をして交付後手続をとったのか、その点と、違約条項があると思いますけれども、どれぐらいできてなくてどういう違約金を請求したのか、なぜしないのかという点にお答えを願いたいと思います。

2番目の公共下水道については、これ多くかかっても仕方ありませんけれども、審査をいただいておりますというでもこれからのあり方、これからの人口動態等をして再点検をして、美馬市が夕張市政のようなことにならないような方向で、賢明なもう1度見直しをお願いを

要求するものであります。

3番目の美馬西部共立火葬場についての考え方を早くということでもありますけれども、考え方がしよるといっているのでなしに、どの組合も10組合すべてでありますけれども、早く美馬市としての方針を出していただいて、やっていくと。今日、多くの方が傍聴に見えております。ごみについても、もしやる場合については、お隣のつるぎ町から約2億円の負担金をお願いせないかんということでもありますので、つるぎ町には例えば火葬場は違う場所に建てかえをしたいというようなことがあれば、お互いにギブアンドテイク方式で十分トップが交流を深めて、よりよい市民また旧美馬郡は一つという形でありますので、仲良くお互いに持ち場持ち場でそれぞれの市民また町民の方が便利な方向に、必要などころに思い切った財源を投入すべきではないかと私は思いますので、そのようにお願いをしたいと思っております。

教育委員会の小学校のエレベーターについては、一日も早い設置をお願いをしたいと思っております。

5番目の入札のあり方について、副市長の方から答弁がありました。証拠があつたら言いなさいとかいうことはよく言いますけれども、本当にこれが、今の形が公正で公平なのか、私は疑問に思います。例えば美馬町で行われております中山間工事についても3,000万、4,000万でも県内大手を使ってみたり、疑問な点が多くありますけれども、市長も助役も政策監も県から来ておりますので、我々のように田舎のでないから多くの人のつき合いもあって、そういうことも配慮せないかんとは思いますが、今ゼネコンが指名停止になっておりますので、県内大手の重視するのもわかりますけれども、例えばAランクの人をJVを組んでも美馬市に十分3,000万や4,000万やそういう何億以上は県内大手、これぐらいは美馬市内でできるというふうなことについて、できるだけこれからの入札については市内の業者を使っていたきたいなと思っております。

官製談合について、ないかということでも答弁がなかったわけでもありますけれども、一つ私が例を挙げてみますと、平成18年1月5日に美馬中学校教育コンピューター整備事業というのが行われております。この工事の内訳については、大体コンピューターの方が私の聞く範囲では1億円ぐらい、電気工事がその残りだと思います。設定価格は1億3,200万です。落札業者のM業者が落札してるのが96.59%です。そしてその中に落札業者が経営されてるという会社が入札に参加されて6名のうちに、これはまた市長の有力な後援者。ここでは発言はまたいろいろ難しいので、きちっと実名を挙げたらいいんですけども、挙げませんけれども、そういったことについては普通はコンピューターは美馬市の業者もコンピューター事業やからコンピューターにしてくださいという要望もあつたようでございますけれども、なぜそういったことをわざわざいろいろと節とか項とか変えて、その市長の有力な後援者等に落札をさせ、なおその兄弟が社長になっておるようなところの人を2社も入れてやっておるのをこれ、官製談合と言わずにして何と言うのかと。

私は先ほど今日9月11日はテロのあつた日だということがありますので、副市長に申し上げます。私も議員バッジをかけてこの問題については徹底的に究明をして、こういう行政をしておつたんでは暖かさが少しもない。美馬市で育ってない人から美馬市に愛着

を持った人をリーダーで迎えんと、このまま県の100%子会社にやられたんでは私たち美馬市民は本当に残念だなと。私も牧田市長と書いて反省をしております。もう少し心温まる土木行政なり業者の地場産業の育成の観点からやっていただかないと、この情報通信についても落札業者でこの問題があつて、新聞社も今日おいでしておりますけれども、談合情報があつて価格漏れがあるのではないかというような指摘もされて、100万の違いでやっておる。また穴吹については4社が大概代わる代わる取って、「ああ、この業者が落札するんだ」と言うたら、ぴったりぴったり合いよつたら、そういうふうに皆疑うんですけど、こういうことは私は発言したくないんですけども、そういつたら都合のいいときには副市長は県からの方向をしよる。今もいろいろ法律を並べてみて下請業者がいろいろ言うたら、それはそういうことでございましょうけれども、昨年まで県がとられておつた方式の67%やつたら67%、それがいかんとするのなら80%で1,000万と800万。同一になって抽選になったら23社が出しておるようなことは、それは満足すると思うんですね。同じ土俵に、同じようなテーブルに着くような入札ができないのか。

昨年、美馬町で談合事件で挙がりましたが、今年もこのままいつたら、私自身ここで宣言しておきますけれども、私も与党の一員におつたけん、いろいろなことは知っておりますけれども、これで直さんというのであればとことん追求していきなと思っておりますので、この美馬中学校の教育用のコンピューター、またこれから来年も20億か30億かけて美馬町、脇町も情報通信をやりますけれども、本当に何の話もせんと、ほかのことについては拝原のごみにやつたら検討委員会を設け、庁舎についても設け、なぜこのコンピューターだけはこそこそやるんですか。おかしいでしょう、皆さん。そういったことについて議員各員ももう少し是は是、非は非で勉強してもらって、本当に関心を持ってもらって、先ほど有償で契約したら美馬市の人、好き好かんでも全部そこに入らないかんのですね。だから議会としても十分チェック機能を働かせていただいて、本当にそれが間違いないんだと。最近、市長の有力者の後援者等が8月1日に8,000万で会社を設立してるんですね。許可も持たんと出していこうというような方向を許すわけには、私はいかんとおつてるんですね。どうですか、皆さん。免許を持って一生懸命今しよる会社もあるんですね。「これから免許はどうするんだ」と担当課長に聞いたら、「決まってから免許は美馬市の推薦でするんだ」、そんな行政が許されるような時代では、私は美馬市も明日がないと思います。開かれた行政というのに、開かれてないことをやるというようなことについて、ご答弁をお願いします。また再問させていただきます。

(傍聴席で拍手する者あり)

◎議長（小林一郎議員）

お静かにお願いいたします。

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

第1点目は、官製談合について答弁がなかったということでございますが、私は答弁したつもりでございまして、官製談合については事前に最低制限価格が漏れておるといふ

うな情報があるようでございますが、それについては市といたしましては、最低制限価格の管理については厳しく管理をしているところでございまして、そういった外部に漏れるということは一切ございませんと申し上げたところでございます。

そしてまた、なお、官製談合があったかどうかというふうな話でございますが、それにつきましては、官製談合はそういったその想像だけでもの言うのではなくて、事実そういうふうなことがあるのであれば、先ほども申し上げましたように警察当局あるいは公正取引委員会、こういったところに申し出ていただきたいと申し上げたところでございます。

それから、もう1点の共立火葬場の問題につきましては、これにつきましては今年検討委員会を設けてまして庁内で検討しているところでございますので、できるだけ早く結論が見出せるように努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

◎政策監（清水英範君）

情報通信基盤整備事業につきまして、再問をいただいております。2点いただいております。

まず1点目でございますが、県知事への起債申請について3月の末になぜ出したのかということでございます。県に対します市の処理につきましては、起債の許可の同意ということでございまして、その手続は年度当初から順次手続を経て、最終的に3月に県の方から逆に起債の許可書をいただいているわけでございます。それまでに順次ヒヤリング等ございまして、県に対しては事業計画等をお出ししております。3月末の段階で起債の申請の締め切りということでございますが、工期は今年の3月23日でございましたが、その時点では一応完了確認できたということで、もろもろの書類をそういうふうなことで整理をさせていただいております。

その後4月に入って一部工事の完了ができてないということで、先ほど申し上げましたとおり、業者に対しましても厳しく指導したということで、2点目の違約金の請求をしなかったのかと、業者に対して、というご質問につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今年度の入札工事については指名を行わないということで対処しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（小林一郎議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

◎建設部長（中川近敏君）

先ほどの下水道事業の見直しについての北海道の夕張みたいになるなということでございましたが、これにつきましては地域住民と十分協議を重ね、推進していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

前田明美議員。

[11番 前田明美議員 登壇]

◎11番（前田明美議員）

もう最後の質問で回答がきれいに出来ませんでした。私、18日に総務委員長をさせていただきますので、この後のことについては18日にもっと詰めてやっていきたいなど。副市長の方からそういうことはないんだということでもありますので、私、警察やまたマスクミ等に言いまして、取り上げてくれるか取り上げてくれないかはわかりませんが、そのような行動をさせていただきたいと思います。

そして情報通信についてですが、今、政策監から答弁がありましたけど、我々議会軽視をしておるんですね、私に言わせれば。総務委員会でも出ました。繰り越しを当然議員に3月議会で提示をしておいたらこういう問題は起こらないのに、我々議員を議会軽視をして、わからんからやってしまおうというような発想のもとにやられたんでは困るわけですね。これをしといたらそういうことは問題はないんだけど、このことについてもマスクミとか警察等どういう方向か、告発するかどうか等を十分私自身も検討して、仲間の皆さんや私の支援者の皆さんと相談をして、その2点についてはほとんど追求していきたいなと思っておりますので、副市長がないと言うて断言をしておりますけども、ここで全部実名を挙げて言うたらいいんですけども、議会のため個人名や会社名は言えませんので、そのような行動をとらせていただきたいと思います。18日には総務委員会ですできるだけ詰めて、そのことで詰まらん場合、今月中にそのような対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

◎議長（小林一郎議員）

議事進行上、5分程度小休いたします。

小休 午前10時48分

---

再開 午前10時58分

（6番 西村昌義議員 入場せず）

◎議長（小林一郎議員）

それでは、小休前に引き続き、会議を続行いたします。

3番、藤田元治君。一般質問を許可します。

[3番 藤田元治議員 登壇]

◎3番（藤田元治議員）

議長より一般質問のお許しをいただきましたので、質問を行います。

今年の夏は連日の猛暑日が続き、国内では史上最高の気温を更新した地域など、本当に暑い暑い夏となりました。9月になればという期待も裏切られ、厳しい残暑が続いておりますが、少しずつ少しずつ秋めいてきております。秋といえば、実りの秋、スポーツ、読書、そして何よりも食欲の秋であります。先日9月5日の徳島新聞に非常にショッキングな記事が掲載されておりました。「美馬市調査、40代男性肥満目立つ」と書かれた記

事でもございました。すべて自分自身に当てはまることを反省しつつ、先般国保の制度改革の説明会で、市民の健康が美馬市の財政の健康、健全化につながっていくとのことでした。健康管理は無論のこと、更に充実した美馬市の財政の健全化を目指し、与えられた時間、一生懸命質問をしてみたいと思いますので、明快な答弁をよろしく願いをいたします。

まず初めに、我が美馬市の最大の課題である行財政関連についてお伺いをいたします。今議会冒頭、平成18年度の決算状況につきまして、監査委員より審査した意見書の報告がありました。同時に市長の所信表明でも、行財政システム改革前期実施計画の成果等が報告されました。その内容として前期実施計画の実施項目28項目中26項目が達成及びおおむね満足いく結果が得られ、前期実施計画における経費節減等の財政効果は、目標を3億円上回る15億円削減ができた。その結果、本市が合併以来行ってきた行財政改革における頑張り度が認められ、本年度の普通交付税の増額につながった等々のご報告がございました。ちょうど18年度の決算認定時期でもございますので、本定例会の私の一般質問のテーマを検証・是正に主眼を置いた財政改革として質問を行いたいと思います。

初めに、行財政改革システム改革前期実施計画の中で、財政改革的項目は財政運営の適正化、受益者負担の適正化、第三セクターの活用と見直し、民間委託の推進等々が挙げられておりました。

その中で受益者負担の適正化につきましては、収納率の向上、滞納整理の充実を具体的な数値目標とともに設定をいたしておりました。この具体的な数値目標の設定は、今までの行政であれば前向きに十分に検討してと、一種の行政用語とともに検証・是正することを困難にし、改革を中断させていた一つの大きな要因になっておりました。今回の具体的な数値目標の設定はそれだけでも画期的なものと理解をしております。

しかしながら、具体的な数値目標を設定しただけでは意味がありません。その目標数値に果敢にチャレンジし、そしてその結果を検証・是正することが次のステージでの更にバージョンアップした計画実施につながっていくと確信をいたしております。前期実施計画では具体的に市税の現年度収納率を平成16年度実績97.2%から1%以上引き上げる目標値を98.27%以上と設定いたしました。18年度決算では97.62%、滞納整理の充実では滞納整理における目標徴収率を平成16年度実績19.34%から15%以上引き上げる34.34%と設定をいたしました。18年度決算は28.28%であります。

これらの項目は、目標値達成のためのプロジェクトチームを編成し、非常に重点を置いた項目であったように思いますが、数値的には達成できていない。この目標数値に対する検証及び是正等をお伺いしたいと思っております。

同時に、徳島県の滞納整理機構による滞納整理の状況及びその成果についてお伺いをいたします。目標達成できてない数値ばかり掲げておりますが、今議会冒頭の市長の所信表明では、経費節減等の財政効果は目標を3億円上回る10億円の削減ができたと報告があり、行財政システム改革前期実施計画の全般的な総括がありましたが、18年度決算も出たことです。財政運営の効率化という項目に視点を置いて、具体的な総括及び今後の課題克服に向けての目標等も、あわせてお伺いをしたいと思っております。

次に、先にも申しましたが、今議会平成18年度の決算報告があり、それに伴いさまざまな財政指標が出てきております。そこで我が美馬市の主要な財政指標とともに、平成17年度ベースではありますが、類似団体の財政指標と対比しながら、我が美馬市の財政状況についてお伺いをいたします。

まず初めに、財政力指標について。これは財政力を示す指数で、財源にどれだけ余裕があるかを示す指数で、自主財源に乏しい本市では非常に厳しい値になる数値であります。平成17年度の美馬市の財政力指数は0.30。平成18年度は0.32と0.02ポイント上昇しております。ちなみに平成17年度の類似団体の平均が0.44で我が美馬市と0.12ポイントの差があります。

次に、経常収支比率について。この指数は財政構造の弾力性を示す指数で、平成17年度の美馬市の経常収支比率は99%。平成18年度は96.4%。ちなみに平成17年度の類似団体の平均は90.4%で、我が美馬市とは6ポイントの差が生じております。そして、これらの財政力指数、経常収支比率と同様に、私たちが最も注目をしなければならぬのは、市が抱える、つまり私たちが抱える借金です。借金をあらかず財政指数も近年どんどん進化し、よりの確に数値が出るようになっております。従来 of 公債比率という指標は、一般財源に占める借金返済の割合をあらわしたもので、我が美馬市は平成18年度16.9%になっており、やや微増を示しております。

この公債比率の改良版として起債制限比率という指標があります。しかし国の方でも整備している破綻法制とともに、私たちに最もこれから重要になるであろう実質公債比率という指標が、地方債改革によって採用をされました。地方債の発行は18年度から許可制から協議制に移行しました。実質公債比率、この指標の段階によって許可が必要になったり、不要になったりするという重要な指標です。先の起債制限比率との違いを単純に言いますと、起債制限比率というのは普通会計、一般会計のみに限定する借金の負担割合の比率です。

そして、それに対して実質公債比率というのは、起債制限比率をベースに水道会計や公営企業会計などの市債のうち、一般会計が負担することとなる部分を連結ベースに近い指標で取り組むという、連結的な指標になっております。まさに実質的な公債費の割合です。これが18%以上になりますと、地方債の発行は新しい協議制ではなく、これまでと同じように県の許可が必要になってしまいます。また、これが25%を超えますと、単独事業に関わる地方債の発行が制限される起債制限団体となり、35%超えて災害復旧費等以外の地方債の発行は原則不可能となります。9月8日の徳島新聞の一面に「実質公債比率18%以上、501自治体に大幅増」という見出しとともに、県内では24市町村の25%に当たる6市町村が実質公債比率が18%以上になり、自治体財政が悪化していることを裏づけておりました。

さて、この連結ベースによる実質的な公債比率ですが、我が美馬市の比率は平成17年度で16.6%、平成18年度では17.3%と0.7ポイント上昇し、警戒ラインに近づきつつあります。そこで我が美馬市の財政指標の財政力指数及び経常収支比率が、行財政システム改革等によってどのように推移していくのか。そして特に我が美馬市の実質公債



比率をどのように分析され、今後どのように推移していくのかお尋ねをいたします。

次に、会計サイド改革についてお伺いをいたします。バランスシート、貸借対照表の導入についてです。これは合併前の各市町村の議会で議論をされたのではなかろうかと思いますが、私も旧美馬町議会でバランスシート、貸借対照表について一般質問をしたことがございます。じゃ、なぜ今、もう1度質問を行うのか。それは昨年北海道の夕張市が準用財政再建団体の申請に踏み切ったことをきっかけに、地方財政の健全化をめぐる議論が活発化し、夕張市の事例を教訓に自治体の財政の悪化を早期に発見し、建て直す仕組みや財政の健全度を図る指標の厳格化が不可欠となり、そしてそれらの指標を明確に表す一つのシステムがこのバランスシート、貸借対照表であります。

また、新しい地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政健全化を判断するための財政指標に関して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担率が規定され、新たに導入された指標である連結実質赤字比率は、これまでに対象にならなかった全会計をカバーするフロー指標で、将来負担率は将来負担を把握するストック指標により、財政健全度を判断するとなっております。更に総務省でも新地方公会計制度研究会を設置し、人口3万人以上の都市で貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書、純資産変動計算書いわゆる正味財産増減表の4表について、3年をめどに作成すべきとの報告を行っております。

我が美馬市の行財政システム改革後期実施計画の中でも、バランスシート、貸借対照表の導入が計画されておりますが、できる限り早い段階で導入を行い、連結バランスシートの導入で全会計をカバーし、総合的な財政状況を把握できるガラス張りの会計制度を構築し、市民の皆様への情報開示を徹底することが不可欠だと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

最後に公金収入サービスの向上についてお伺いをいたします。今、市民から行政に求められていることを一言で表現すると、市民満足度の向上とコスト削減の両立ではなかろうかと思っております。元来、納税とは憲法30条に国民の義務として規定されており、ある意味で最もサービスという概念が入り込みにくい領域であり、更に公金という公有財産を取り扱う視点から、法的にも厳しい規制を受ける領域でした。しかしながら、納税に関する行政を取り巻く環境は大きく様変わりをしております。本市におきましても核家族化の進展、女性の社会進出等による市民の生活形態の変化及びICTの進展による高度情報通信社会への移行、町村合併による職員の減少及び経済情勢等々は大きく変化をしております。一方で公平性、自主財源の確保による健全な財政の確保等々は普遍的なものがあります。収納率、徴収率の向上は常に意識し、目指さなければなりません。近年、法制度の規制緩和もあり、住民ニーズ及び時代のニーズに対応した多様な収納システムが実施されております。例えば市民の生活にすっかり溶け込んだコンビニエンスストアを活用したもの、普及が著しいクレジットカードを利用したもの等々がありますが、さまざまな法的規制、同時に手数料等々の問題もあります。住民ニーズ及び時代のニーズに対応した収納システムを検討する時期ではなかろうかと思っておりますが、ご所見をお伺いしたいと思っております。

以上、答弁をいただきまして、再問を行いたいと思っております。

(12番 川西仁議員 入場)

◎議長(小林一郎議員)

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長(牧田 久君)

3番、藤田議員から行財政システムの改革の中で、前期実施計画における成果、とりわけ数値目標未達成部分の検証と是正ということでご質問をいただいておりますので、ご答弁を申し上げたいと存じます。

本市は平成17年度から21年度までの5カ年間を行財政システム改革の集中取り組み期間といたしておるところでございます。そして平成18年3月には、この5年間の視野に入れながら、平成18年度までを計画期間とする前期実施計画を策定をいたしましたところでございます。

実施計画の中では、数値目標といたしまして九つの項目を挙げておりました。このうち二つの項目につきましては、平成18年度の成果を求めておりました。これらにつきましては達成ができたということでございます。残りの7項目のうち三つの項目につきましては、平成21年度末若しくは平成22年度当初の成果を求めておるところでございます。議員ご指摘の、税等の収納率にかかる四つの項目につきましては、いついつまでに達成という期限は設けてはございませんが、毎年毎年様々な手法を試みながら収納率を向上させていくというふうなものでございました。

税の収納につきましては、平成18年度より目標を達成すべく、収納のプロジェクトチームを編成をいたしまして、担当職員を増員をしながら、滞納繰り越し分を中心に徴収強化を図ってまいったところでございます。

取り組み内容といたしましては、収納担当者8名による訪問徴収の実施、また年3回の催告状の発送、そして悪質な滞納者には預貯金の差し押さえを実施いたしますとともに、高額滞納者につきましては徳島滞納整理機構への徴収委託などを実施をいたしました。

一方、国保税につきましては、先ほどの取り組みに加えまして納税相談を実施をいたしまして、分納納税をされる方には有効期限を付記した保険証を交付するなど、滞納額の縮減に努めてまいったところでございます。

結果といたしまして、平成18年度におきましては、目標数値には届きませんでした。税負担の公平性を確保するために、平成19年度以降、新たな対策等も検討しながら目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、徳島滞納整理機構による滞納整理の状況及び成果につきましては、昨年6月から本年5月までの間に件数で30件、本税といたしまして4,723万円を移管をいたしまして、このうち完納が10件、分納が13件、徴収額にいたしまして2,471万円の徴収をすることができまして、徴収率は52.33%となっております。ところでございます。

次に、ご質問の第2点目でございますが、財政運営の効率化の視点から、行財政システム改革の前期実施計画の総括ということでございます。

行財政システム改革の前期の実施計画におきましては、全体で52の実施項目を掲げて

おりまして、改革に取り組んでおるところでございます。ご指摘の財政運営の効率化につきましては、全体で25項目を掲げまして、そのうち平成18年度での取り組みといたしましては13項目となっております。

その主なものでございますが、まず財政運営の適正化におきましては、平成18年度から人件費の抑制をするということで、私たち特別職及び職員である一般職の給与の削減を3年間実施することといたしておりまして、これによりまして平成18年度1年間におきましては、約1億8,579万円の財政効果を得ているところでございます。

また、物件費では、物品のうち特定品目の購入でございますとか、あるいは印刷などの委託業務につきましても、入札を実施することによりまして一定の成果を上げておりますし、公用車につきましても稼働状況調査を実施することによりまして、適正配置に努めてまいったところでございます。こういった需用費でございますとか、役務費でございますとか、あるいは備品の購入費、委託料など物件費につきましましてはさまざまな見直しを行いまして、節減等を行いました結果、平成18年度決算では平成16年度と比較いたしましても、5億1,878万円の財政効果が得られたところでございます。

また、遊休、不用の公有地につきましては、昨年度は1件の売却となっておりますが、条件の整ったものから順次処分を実施することといたしておりまして、その条件整備に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、団体補助金につきましては、平成18年度決算におきまして、平成16年度対比10%以上の削減を目標としておりましたが、金額にいたしまして約4,476万円、率にいたしまして約21%の削減を実施したところでございます。

次に、受益者負担の適正化についてでございますが、これにつきましては市税等の徴収率の向上に係るものでございまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、第三セクターの活用と見直しについてでございますが、現在、経営改善に向けての指導に当たっておるところでございます。後期実施計画の中で成果が得られるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、民間委託等の推進についてでございますが、公共施設に係る指定管理者制度を導入いたしましたことによりまして、結果として平成18年度で3,233万円の財政効果が得られております。また業務の見直し面では、中学校における業務員を廃止をいたしまして、外部委託を実施をいたしておるところでございます。

以上、財政運営の効率化ということで、その実績について簡単に申し上げましたが、本市では行政改革と財政健全化を一連のものとしてとらえておりまして、行財政システム改革に取り組んでいるところでございます。今後は平成19年度から平成21年度までを計画期間とする後期実施計画の中で、更に成果を上げてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力のほどをお願いを申し上げます。

続きまして第3点目でございますが、財政指標等昨年度ベースにおける類似団体との比較はどうかというご質問でございます。特に実質公債費比率など主要な財政指標を類似団体と対比して、推移を踏まえた上で、本市の財政状況をどうしていくのかということでございます。

類似団体と申しまして、全国の市町村を人口と産業構造をもとに類型化したものでございまして、沢山ございますが、本市の場合の県内の対比といたしましては、阿波市とやや同じ類型に属しておることでございます。

平成18年度決算における本市の財政指標につきましては、いずれも議員からご発言のあった数字でございまして、類似団体と比較をして劣った数字となっておりますが、この中で経常収支比率につきましては、行財政システム改革への取り組みによりまして、前年度と比較をいたしまして2.6ポイントの改善が行えたところでございます。

また、実質公債費比率は普通会計における公債費だけではなくて、公営企業債の償還に充てた繰り出し金、あるいは一部事務組合の起債の償還に係る負担金などを連結をいたしまして、自治体の実質的な債務の状況を明確にするものでございまして、今後の財政運営を行っていく上で最も重視をしていかなければならない指標の一つであることは、ご指摘のとおりでございます。

本市の場合は、平成18年度の実質公債費比率が17.3%と前年度の数値を0.7ポイント上回っております。また類似団体の平成17年度数値と比較いたしまして、1.2ポイント高い数値となっておりますところでございます。

そこで、この数値が行財政システム改革によりまして、どのように推移をしていくかという見極めでございますが、総合計画に基づく各種基盤整備事業を踏まえた上で、将来の財政運営を想定いたしておりまして、本市の実質公債比率が17%台という高い状況にあるのは、今後平成20年度までの間でございます、その後は年次的に改善をしていく見込みとなっております。

これは合併以来、普通建設事業の財源といたしまして、過疎債や合併特例債などの交付税措置のある有利な地方債に限定をいたしてやっておりますこと、そしてまた過去に借り入れております高い利率で、かつ交付税措置のない地方税の償還がだんだんと完了していくということが主な理由でございます。

なお、平成18年度末の一般会計の地方債残高は、実に249億円となっておりますが、地域情報化基盤整備事業等の大型プロジェクトの実施に伴いまして、本市の地方債残高が最も大きな額になるのは、平成21年度になると見込まれております。

地方債は投資的経費の財源といたしましてどうしても必要なものでございまして、今後とも過疎債あるいは合併特例債を適正かつ有効に活用をしながら、本市の基盤整備を進めていかななくてはならないと考えておりますが、地方債残高の増大は後年度の財政負担につながるものであることに間違いはないわけでございます。

行財政システム改革の成果によりまして、人件費につきましては計画的な削減が行われておりますが、本市が財政の健全化を図っていく上で、同じ義務的経費である公債費比率を、今後いかに抑制していくかということが重要な課題でございます。

こういった中で、本年度から3年間は国の特例措置によりまして、政府資金から借り入れをいたしました高利率の地方債の繰り上げ償還が一部認められることとなっておりますので、この制度を可能な限り活用いたしまして、地方債残高の抑制を図ることによりまして、将来負担の軽減に更に努めてまいりたいと考えておるところでございます。ご理解と

ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

収入役。

[収入役 松尾正俊君 登壇]

◎収入役（松尾正俊君）

3番、藤田議員の質問にお答えします。

時代のニーズに応じた多彩な公金収納導入の検討についてのご質問でございますが、税、使用料等公共料金の納付手段は、自治体の収納窓口、もしくは銀行や郵便局の窓口で直接納付あるいは口座振替納付であります。このことから、金融機関を含め、窓口を通じた納付につきましては、取り扱い時間に制約があるため、時間や場所を選ばずに納付できる環境整備が求められております。

こうした要望を受けまして、地方自治法の改正等によりコンビニエンスストアにおける収納やクレジット収納などの納付方法が可能となっております。

まずクレジット収納に関しましては、初期段階費用と手数料が高額であることなどからまだまだ課題が多くあり、ほとんどの自治体で実施されていないのが現状でございます。

一方、平成18年度における税のコンビニ収納委託状況につきましては、全国で102市町村、23都道府県が実施しておる状況でございます。コンビニ収納は24時間収納体制でございますので、住民への利便性の向上を図れることや早期収納を図れるなど、一定の成果を上げていることは承知をいたしております。また、滞納整理面におきましては、取り扱い時間内での納付が困難との課題につきましても、コンビニ収納は有効な手段であると考えられます。一方、収納取り扱い手数料の増加や、ソフト・ハード面での初期投資費用を要することになります。

こうしたことから、新しい公金収納システム導入に伴う成果予想及び、費用対効果を含めまして、今後検討を進めていく必要があると考えております。

本市におきましては、効率化の面から他市に比べて導入が進んでいない口座振替の推進にも、積極的に取り組みたい所存でございます。

◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

◎政策監（清水英範君）

3番、藤田議員のご質問にお答えします。

バランスシートについてのご質問でございます。

バランスシートは地方公共団体の年度末におけます資産や負債などのいわゆるストック情報をあらわすものでございまして、財政状況の経年変化を把握する上でも重要な指標となるものでございます。

現在、県内では徳島市を始め、4市が総務省方式のバランスシートを作成し、公表をいたしておりますが、この方式のバランスシートは全国ほとんどの自治体が採用していることから、自治体間における財政指標等の比較が容易にできるというメリットがございます。

また議員ご指摘のとおり、バランスシートなどの4表につきましては、人口3万人以上の市において、平成21年度までに公表することが求められております。こうしたことから、本市におきましても総務省方式のバランスシートを作成する計画といたしておりますが、この作成に当たりましては、まず基礎資料として昭和44年度からの決算統計データなどが必要となってまいります。このため、現在、旧4町村や合併により統合された一部事務組合の決算数値の洗い出しを行っておるところでございます。こういったデータを早急に取りまとめ、分析を行った上で、定められた期限より早い、平成20年度中には本市のバランスシートを作成したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（小林一郎議員）

藤田元治君。

[3番 藤田元治議員 登壇]

◎3番（藤田元治議員）

それぞれ答弁をいただきました。

まず初めに、行財政システム改革前期実施計画の中の、受益者負担の適正化における収納率等の具体的数値目標に対する検証・是正であります。これは私が認識しておりました前期実施計画で思っていたものと、理事者の皆さん方が計画したものととは違っている点が1点ございます。私は毎年毎年数値目標をきっちり設定して、その数値目標に対してしっかりとチャレンジしていく。そして数値をクリアするかクリアしないかは別問題です、これは。そしてその結果を是正する、検証する。そのことによって、その是正したこと、検証したことを次の計画であるとか実施に対して生かしていく。それを毎年毎年繰り返すことによって、磨かれた本当にすばらしい収納システムであるとか徴収システムが生まれてくると思っていましたが、実際に21年度とか、そういうふうに年度を指定しないという点では、ちょっと認識がずれておりましたが、それにしてもやはり毎年毎年きっちりとした数値目標を設定して、それで是正・検証していく、このマネジメントサイクルと申しますか、それをしっかりとしていくことは非常に重要だろうと思っておりますので、21年度までに実施というそれは変えなくても構わないと思っておりますが、しっかりと検証していくシステムについて、数値目標を持った検証システムについて、市長、もう1度そのご所見等をお伺いしたいと思います。

また徳島県の滞納整理機構の効果として、依頼額の約52.3%が完了したということでございました。この滞納整理処理業務、また収納業務というのは非常に専門性が高く、地味で辛い仕事であることは認識をしております。これに携わっている職員の皆様方、非常にご苦勞を掛けていると思っております。徳島県との滞納整理機構ともリンクして、職員のスキルアップ等につなげていくのも、これまた一つの方法ではなかろうかと思っております。

全体的な総括です。前期実施計画に対する全体的な総括として、人件費、物件費等を削減してということで具体的に説明があり、着実に進んでいるなというふうなことを実感いたしましたと同時に、その1番の成果が本市が合併以来行ってきた行財政改革に対する頑張り度が認められて、本年度県下で1番の普通交付税の増額になったということは、これは非常に評価に値することではなかろうかと思っておりますし、あらゆる面で市長のトップセ

ールスということに対しても高い評価ができるのではなかろうかと思えます。穴吹川の清流、続けて何年もナンバーワンをとっておりますので、来年もまたこの頑張り度、徳島県でナンバーワンを連覇をしていただきたいと思えます。

次に美馬市の各種の財政指標についてであります。これも徐々に徐々にその数値は改善していくとのことでした。もちろん行財政改革は続けなければならない。我が美馬市と同じように財政改革、財政再建に取り組んでいる鳴門市の職員のコメントでも、財政効果額は着実に上がっているが、目標達成に対してはひとときも気が抜けない状況だということ。これを徳島新聞のコメントに掲載をしておりました。我が美馬市も一つのミスも許されない、ひとときの気も抜けないということは、全く同じ状況ではなかろうかと思えます。そしてその上、我が美馬市は合併をしてまだ間もなく、合併したからやらなければならない事業であるとか、従来の町からの懸案事項、このような事業は非常に大きいプロジェクトになるわけですが、この厳しい財政状況の中で超えなければならないハードルというのは沢山あります。大型プロジェクトになりますと、ほとんどの事業が起債を伴わなければなりません。国の各種の補助事業も最大限に活用しなければならないし、総合的に戦略的にあらゆる戦術を使って、最小の経費で最大の効果が得られる事業展開を行わなければならない。そしてこれらを効率的に行うために、一つの方法として、市民の皆様方と理事者の皆様方、そして我々議員も同じです。コスト意識というものを共有することは一つの大きなキーポイントになるのではなかろうかと思えます。

その具体的な一つの方法として、先ほども美馬市の行財政改革は行政改革と財政改革、これがリンクしているというふうなことを言われておりましたが、美馬市の中長期的な財政計画の公表と現状の財政状況の公表、そして特に将来的にシミュレーションされた財政指標の公表、この事業を行うと将来的に実質公債費率はここまで上がる。そして今行財政改革を一生懸命やって何億円という効果額が上がっている。じゃ、この効果額というのは将来この美馬市にとって、どういうふうな、ここにこのような数値が軽減されて健全化が図れるというものを市民の皆さん方に実際に示すのも一つの大きな方法ではなかろうかと思えます。コスト意識というものを共有することによって、そこからは知恵が絞り出されます。アイデアが生まれます。そしてそれはまさに市長のまちづくりの基本理念である協働・共創へとリンクしていくのではなかろうかと思えます。このコスト意識の共有についての美馬市の中長期的財政計画であるとか、状況とか将来的シミュレーションを行った財政指標の公表についてご所見、お伺いをいたしたいと思えます。

バランスシート、貸借対象表についての導入についてであります。これは積極的に総務省も指定しておりますので、導入いただけるということでしたが、連結バランスシートの導入によりまして、全会計カバーして総合的な財政状況を把握できるガラス張りの会計制度の構築、そして市民の皆さん方への情報開示を一日も早く徹底することを希望いたしておきます。

公金の収納サービスの向上につきましては、積極的にこれもやっていただけるという答弁をいただきましたので、時代のニーズ、市民のニーズに対応できる多様なシステムの検討をお願いしたいと思います。

以上、2点につきまして再問をいたしましてまとめに入りたいと思います。

◎議長（小林一郎議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

3番、藤田議員の再問につきましてお答えを申し上げます。

まず再問2点とおっしゃられたんですが、目標数値の設定をして、また検証をしていってはどうかということにつきましては、後期実施計画の中で目標数値の明確でないもの、あるいは定められるものについては、今後目標数値を定めまして、それに向かって財政の改善に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成18年度の決算を踏まえまして、今後の財政健全化に向けた取り組みあるいは基本構想に基づく各種施策を反映した上で、本市の中期的な財政計画をシミュレーションを行って、各種財政指標についての出てきた数値を公表してはどうかということでございます。本市の基本理念であります協働・共創の理念のもとで各種施策を進めていくためにも、やはり市民の皆さんに本市の財政状況、現状、あるいは将来見通しについてお知らせをし、理解をしていただくということは大変重要なことでもあります。

また、新たに国の方で制定をされました財政健全化法の法律では、平成19年度決算から実質公債費比率や将来負担比率などの各種財政指標を、議会に報告をした上で公表することが求められているという状況でございます。こういったように、公表を前提にしていくということが流れでございます。今後、財政状況を市民の皆さんにできるだけわかりやすい方法でお知らせができるように、公表に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の大型のプロジェクトがいろいろ考えられると本市の状況は、本市の市債残高はどうなっていくんだというお話でございますが、本市の地方債残高が最も大きな額になるのは、平成21年度になる見込みであるということは、先ほど申し上げさせていただきましたとおりでございます。現在進めております地域情報化基盤整備事業や教育施設の耐震事業、更には拝原最終処分場への取り組みなどを踏まえた上で、想定を行っておるものでございます。

繰り返しになりますが、こういった事業の財源といたしましては、過疎債や合併特例債を活用することになっております。市債残高の増大が直接実質公債費比率の上昇に影響するものではございませんけれども、地方債の発行につきましては後年度負担等を勘案をいたしまして、今後とも慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

◎議長（小林一郎議員）

藤田元治君。

[3番 藤田元治議員 登壇]

◎3番（藤田元治議員）

再問につきましても前向きな答弁をしていただきましたので、まとめに入りたいと思いますが、今、美馬市の財政状況はまさに先苦後楽の先苦の真ただ中で、しかしながら行財政システム改革等によりまして、徐々に徐々に改善されていっているようではありますが、



状況は予断を許しません。一つのミスが命取りになりかねない状況ではなかろうかと思えます。市民の皆様方、理事者の皆様方、そして我々議員がコスト意識の共有によって総力戦で今の先苦を乗り越えた、そこには後楽、市民の満足度の達成ということがあると確信をいたしております。早期の実現を祈念して私のすべての一般質問を終わりたいと思えます。

ご清聴ありがとうございました。

◎議長（小林一郎議員）

昼食までには約10分ほどございますが、このまま会議を続行いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議がないようでございますので、一般質問を引き続き許可いたします。

20番、三宅仁平君。

[20番 三宅仁平議員 登壇]

◎20番（三宅仁平議員）

私が通告制で一般質問を出しておるんが合計4点でございます。その中で今、一番最初に出しとる拝原処分場について、皆さんようけこれ傍聴にも来ておりますから、特に私もできしなことを質問しようと思っておりますから、理事者の方もしっかりと答えていただきたいと思えます。

1番目に、この書いとるとおり、進捗状況についてでございます。これはどういうようなどこまで説明とかいろいろできとるのかをお伺いしたいと。

それと2番目に、これ反対者が1,000人余りおるという徳新とか、また地元の人の署名とかをもって聞いております。これに対してどういうような説明とか理解を求めようとしとるんか、それもお願いしたいと。

それと予定地の変更についてであります。この予定地の変更について変える気持ちがあるんかないんか、きちっとお願いしたいなということでございます。

この中で特に変更、私は再問で再度私なりの考えを説明したいと思えますから、理事者の方の考えをこの3点についてお願いしたいと思えます。

それと固定資産税についてでございます。これは文章をつくってきておりますから、一応読んで聞いてって回答を願いたいと思えます。

最初に固定資産税についてお伺いします。

第1点、当市の固定資産税の課税額は合併前と比較すると相当高くなっていると。急に上げ過ぎだというような声が多いと思えます。この際、市長はどうしてこのような課税額になったかを、市民に対して説明していただきたいと思えます。

2点目の、隣の阿波市においては、固定資産税の比率は合併前と比較してみると、全体的には下がっているとのことではありますが、どうして隣接する阿波市との間でこのような大きな格差が出たのか、説明を願いたいと思えます。

3番目、美馬市の財政状態についてお伺いします。北海道の夕張市が赤字団体に指定さ

れたということですが、いろいろ報道されておりますが、夕張市の例を見ると美馬市の財政状態は心配ないのか、実態はどうなっているのかについて、是非この機会に教示をしてもらいたいと思います。

4番目の職員の規律保全について。職員の規律保全について伺いますが、報道機関によりますと、他府県の例ですが、長期の期間勤務していない職員がいるとか、公務員の兼職禁止に違反している者がいるとか、勤務時間中に遊びに行っている者がいるとか、更には裏金が、というようないわゆる公務員の規律違反の件が多発しております。当市においてはこれに準ずるような事案はないのか、またこのような規律違反を未然に防止するためにどのような処置をとっているのかを伺いたいと思います。

これにお答えを願います。都合によって再問をさせていただきます。よろしく願います。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

20番、三宅仁平議員の質問にお答えを申し上げます。

拝原最終処分場につきまして、3点ご質問をいただいております。

第1点目につきましては、進捗状況についてということでございますが、拝原最終処分場につきましては昨年7月に設置をいたしました拝原最終処分場適正処理検討委員会におきまして、埋設廃棄物を全量撤去し、管理型の新設最終処分場を建設することにより処理するというふうな処理方針が出されておるところでございます。そういうふうなことで去る6月7日に地権者の方々に説明をさせていただきまして、概ね地権者の方々には事業推進についてのご理解をいただくことができたというふうに感じております。

それから周辺住民、周辺地域住民の皆さん方に対しましては、去る7月19日と8月28日に2回の説明会を開催させていただきました。現状といたしましては、推進・反対の賛否両論ということでございまして、まだ周辺住民の方々には十分なお理解がいただけていないというのが現状であろうというふうに思っております。

次に、反対者が1,000人余りいると聞いているが、どのように対処するのかということでございますが、反対されている方々も賛成されている方々も、築堤の早期完成ということにつきましては同じ思いでございます。ただ春日地区でごみを処理するという現処理方針に反対というふうなことでございます。

この処理方針につきましては、ご案内のとおり専門的・技術的な見地から、安全性や、あるいはまた経済性などの様々な面から総合的に検討が行われまして、現在、住民の皆さんにも説明をさせていただいているところでございます。しかしながら、この施設が完成後の内水処理問題、それから水処理施設の具体的な内容の問題、それからまた排出ガス問題等々について、まだ詳細な説明が求められておりまして、現段階では周辺住民の方々には、十分なお理解をいただくまでには至っていないというのが現状でございます。今後はなお一層、誠心誠意説明の場を設定いたしまして、ご理解いただけますよう努力をしま

いりたいというふうに考えております。

それから3点目でございますが、予定地の変更の考えはあるのかということでございますが、この処理方針につきましては、国の環境省、総務省、国土交通省のご協力をいただきまして、財政負担についても見通しがついているところでございます。

ただし地区外への持ち出しにつきましては、現在、国の方で対象といたしております交付金事業、それから合併特例債といった起債の対象から外れるわけでございます。その外れるというふうなことになりますと、当然これは概算で設計金額でございますが、大体設計金額で60億の一般財源、補助金も交付金もございませんので、60億の一般財源が必要となりまして、現在の美馬市の財政状況ではこれを負担するというふうなことは困難であるというふうに考えております。従いまして、検討委員会での処理方針に従いまして、この事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、ひとつご支援とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

#### ◎政策監（清水英範君）

20番、三宅仁平議員のご質問にお答えいたします。

まず財政状況の今後の見込みについてのご質問からお答えします。

本市の各種財政指標や地方債の現状及び将来負担額の抑制に向けた取り組みについては、先ほど藤田議員のご質問に対する答弁の中で市長が申し上げたとおりとなっております。

そこで、現在の財政状況についてでございますが、本市が弾力的な行政運営を行っていく上で必要となります基金につきましては、平成18年度において財政調整基金への積み立てが行え、この結果、基金総額を前年度に比べまして、約4億2,000万円多い24億2,000万円まで増額することができました。また、新型交付税の導入などにより減額となることを想定いたしておりました本年度の普通交付税につきましても、行財政改革への取り組みにより、前年度以上の交付額を確保することができたところでございます。

こういったことから、本市の財政は幾分の改善が図られ、また今後の運営に向けて明るい材料も出てまいっております。しかしながら、こういった中でも本市の将来を見据えた場合、各種合併支援措置が講じられる平成26年度までの財政運営をいかに行っていくかということが非常に重要な位置づけになってまいります。

この間に合併特例債を適性かつ有効に活用しながら、本市の総合計画に基づく各種施策を計画的に進めるとともに、可能な限りの基金の積み立てを行い、将来においても美馬市が安定した財政運営を行っていくための基盤整備を構築しなければなりません。このためにも先苦後楽の市政目標のもとに、全職員が一丸となって、引き続き行財政改革に取り組んでまいらなければならない、このように考えております。

2点目につきましてご答弁申し上げます。職員の規律保持についてでございます。

まず1点目の、規律違反の事実はないのかというご質問でございます。合併以降美馬市におきましては、職員の懲戒処分を行うような事案は発生してございません。しかしなが

ら、全国的には、先ほど議員ご指摘のとおり、年金処理問題や談合問題等、公務員の不祥事をめぐって住民の公務員に対する不信を招いていることは、極めて憂慮すべき状況であると認識いたしております。

公務員全体が住民の厳しい批判にさらされていることを真摯に受けとめ、初心に立ち返り、信頼回復に向けて一步一步努力を積み重ねることが求められているところでございます。本市におきましても、今後とも職員が公務員としての自覚を高め、全体の奉仕者として高い使命感を持って職務に取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

第2点目の未然防止をするためにどのような措置を講じているかのご質問でございます。

職員の服務規律の確保につきましては、これまでも再三通達等により指示を行ってきたところでございます。特に全国的に大きな社会問題となっております公務員の飲酒運転等交通違反に関しましては、昨年10月に懲戒規程を見直し、処分の厳格化を行いました。また、全職員を対象に美馬署交通課による講習会を開催し、これまで以上に公務員としての自覚と責任を求めているところでございます。

本年4月には、全職員が今後とも一層の服務規律の確保を図り、市民の市に対する信頼性を高めていくため、執務姿勢の確立と綱紀肅正マニュアルを作成いたしまして、管理監督職にある者に対し、職場全体で取り組むよう指示を行ったところでございます。今後におきましても研修の機会を増やすなど、服務規律の確保に努めてまいりますとともに、規律違反等に対しましては厳正な措置を講じてまいる所存でございます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

昼食の時間となってまいりましたが、三宅議員の質問が終了するまで、午前の会議を続行いたします。

企画総務部理事。

[企画総務部理事 向井二夫君 登壇]

#### ◎企画総務部理事（向井二夫君）

私の方からは、固定資産税2点の質問についてお答えをいたします。

まず、合併前と比較して高くなったのはなぜかという質問でございますが、固定資産税は、固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額が算定され、その課税標準額に一定の税率がかけられ、税額が決定されます。土地の評価額に関しましては、鑑定士が行う鑑定価格を基準として、その70%を標準地の価格として採用しております。税率は、地方税法で標準税率は100分の1.4と規定されており、合併前の4町村と同様、新市におきましても条例により100分の1.4と規定しているところであり、合併の前後で率の変更はございません。

ただ、土地の課税につきましては、全国的な制度といたしまして、平成9年度以降、地域や土地の種類による負担水準のばらつきを小さくする均衡化措置がとられております。平成18年度の税制改正でも、引き続き負担水準の均衡化を促進させるための見直しが行われているところでございます。

このため、宅地等につきましては、前年度の課税標準額の上に今年度の評価額の5%分

が加算されることがあり、そのことで地価は下落しても税金が上がる場合が生じていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、阿波市と比較して課税率に格差がある。なぜこのようになったかのご質問でございますが、阿波市におきましても固定資産税の税率は100分の1.4で本市と同じ税率でございます。

次に、本市と阿波市の宅地の評価額の比較をいたしますと、県の平成18年度の税務統計書によりますと、宅地1平米当たりの平均単価は、本市の1万5,050円に對しまして、阿波市が1万1,335円となっております。また、商業地等だけを比較してみますと、本市1万8,340円に對しまして、阿波市が1万512円で評価額に大きな差がございます。こうした評価額の違いによりまして、納税額に開きが生じるのではないかと推測されます。

いずれにいたしましても、税制度におきましては公平の原則のもとに、租税法律主義といった原則が最優先されますことから、各市町村により取り扱いが異なるということはほとんどないのが実情でございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

◎議長（小林一郎議員）

三宅仁平君。

[20番 三宅仁平議員 登壇]

◎20番（三宅仁平議員）

ちょっと先にこれ2番の固定資産税について、ちょっとお伺いしたいと。

ちゅうんが皆言われるんが、今各市がずっと調査に行きよると。家が建っておるところとか農地とかまたそれに含めてね。その中で今年早く決定したところは切符が来とる。その中で例を言うたら今農地と原野っちゅうたらね、原野も宅地としてみなせや言うてね、そういうような評価をしとるけん。これをしとるんだったら、私にいろいろ聞いとんがね。

それとプレハブちゅうんか臨時のプレハブにしとるけど、そういうんも一応プレハブちゅうのはくいを打ってしとるけん、浮いとるでな、地面から。そういう固定しとらん、すぐに何にでも、普通の家と一緒にような評価をして課税をかけてきとる。それに対して市民にしたら、もしそれであつたら例えて言うたら、農振地域でそういう納屋を建てとるそういうとことか、原野にして農地から切り離しとる。そうなると宅地にするんだつたら一筆除外をせんと、当然宅地税をかけるんだつたら、宅地変更を簡単に書類だけ持ってこいと、それで変更しますと。地目も変えさせたらええんでないかなと私は思います。

それを変えんのだつたらやっぱし原野は原野の差をじゃ置いて、税金掛けるそういう方向にすると。ほれと、かわいそうなんでね。原野でたまたま今、年とった人が多いけん、管理しよるのは。そういう人にしたらもう大変ですと、年金は下がる、税金は上がる、そういう家の管理する息子が帰ってきたら、また将来農業してもらわないかんために農地を確保しとる。それに対してごうごうと掛けられたら、もう土地を売って払わんならやっていけんというようなのがあると。

ほいじゃけん今言うように、今までだつたら、旧脇町の例を言いよるけど、旧脇町であつたらある程度は理解をして原野は宅地より1丁ランク下げると。利用価値が少ないと。

それと農地は農地で、宅地は宅地としていきよるけんね、そこらのきちっとかける以上はそういうように指導して、名義を変えさせてから宅地として掛けたらええんとちゃうかと。苦情を言うていったらそういうような発言をしよるけん、そこらは一応もう一遍どういうような方向とするんか、市長はんもじゃ、お伺いしたいと。

これとこの財政についても私が言いたいんは、これ厳しい厳しい言うていろいろ市民がお願いしても、お金がないけんでけんちゅうようなことばっかし言いよる。これだったら今職員もじゃ、私が思とんは、総務省の指導であつたら人口に100人ぐらいが標準だと言うとるけん。うちはでも350から340ぐらいが標準。それに対して今、職員が540もおるんじゃから、約200人も多いけんね。これは市長はんもじゃ、厳しく指導して減棒もしとる言うけんどじゃ、やっぱし呼びかけて退職前に辞めてもらうとか、またそういうような民間の方へ派遣さすとかいうような方向をしたら、心ある職員は、私も一応民間の企業でもう一遍頑張ろうかと言うて、第三の仕事に励むような人が出てくると思います。そういうのも市長として呼びかけてほしいなど、そういうことです。

それと問題の、これ、皆聞いてもらってるけん、私なりの栞原地区については、私もともに早く堤防をつくるためにこのごみをのけてやってくれと言うて、何回も陳情もし、ここで質問もしました。その中でこんだけ、私もじっと考えてみたらこの前もちょうど視察に行きました、うちの同士会で。ここの中で現場に行ったら、もう広々とした農地の真ん中で2丁5反の安定型つくっております。見渡す限り民家がないけんね、これはええなあと思いました。

それと今のつぎ町、前の貞光町、半田町の間につくつとる長谷処理場も安定型。これも私がちょうど議員のときに平成10年ごろ、発注し完成しました。これも山の中で一応公害のないところと。水も地区のそうめんをつくる人に迷惑かけるけんちゅうてね、あれは確かパイプでこの谷に流さんと、吉野川まで1.5キロも引いてしとる。そういう観点からいったら、今、皆さんがこれ1,000人余りの署名を持って、是非公害のない明るいまち春日にしてくれということを言うてますから、これはやっぱり真剣に取り組まないかんのではないかなと。これ今、見直す予定も無いや言いよるけど、どうしてもこれはこういう心を酌んで、市長はんも今も皆が言う、よそから舞い降りてきてこの地区を知らんでえ。私も再三ここで演説したけど、水没地帯やからね。この前も波打ってくるや言いよりましたけど。周囲も・・・これ1丁5反、その上また堤防ができるけんね、私も計算はできとらんけど、おたくの説明では3丁5反要ると。それにプラス堤防が今度300残つとるからね。その川になった分をもう1丁、今までは水タンクがあったのが水が無いけん押し上げになって、今まで庭まで来よつたんが座板まで来るんでないかなという周囲の人は心配しよると思います。

この前、昨日の台風9号でも東京にも、私、ちょうどテレビで見よつたら、25メートルのトンネルつくって700メートル。ここへ今ちょうど工事請けとつたけん、今年実験じゃ言うてちょうどためてました。ほたらそのまの店に入らんと、ああよかつたなちゅうてテレビでやりました。そういうのを考えたら、これはやっぱし、私もここええんかなと思よつたけど、今言う下へ3メートル、上へ3メートルしたら、あの堤防のやつ

が一応3丁5反プラス向こうの川になった分も含めてしたらものすごい面積になるんじゃないかな。そうすると市長はん、今までは庭まで来よったら座板からずっと来るように思うけんね。そこらもいろいろ研究して、決定しとんかしとらんのか。しとらんのだったらもう即、こういう今も副市長さんの答えでは、大学の偉い人が寄って検討、うちらも含めてやったと。ベストじゃと言ひよるけんね、これはやっぱり政治家である以上、職員は頭下げて選挙運動しとらんけど、市長はんはやっぱり私になりますと、是非協力してくれ言うてやっとなる以上はそれにこたえて、皆安心安全な生活ができるように、守ってやるのが義務でないかなと、そこらを踏まえて答弁していただきたいと思います。

都合によっては再問させていただきます。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

傍聴の方はお静かに願います。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

三宅議員の方から再問がございました。先般、県外の方に視察に行かれて処理場が田んぼの中にあるとか、あるいは長谷の再処理処分場については貞光の山の中というふうなことで、もっとこの場所について検討すべきではないかというふうなご質問かと思うわけでございます。

このごみの処理の発端というのは、市長がこの市が合併したときに、平成16年度に台風で23号台風という非常に大きい台風がありました。毎秒間に1万6,400トンという吉野川の水が流れるような大きい水があって、いわゆる今のケーズデンキ、それからまた消防署、こういった所が浸水をし、また家屋についても何件か浸水したというふうな状況がございました。それからまた、市議会においても度重なる質問等で、これをやらなんだらいかんというふうなことで、今まで答弁をしてきたところでございます。

しかしながら、今のこの財政状況の中で、いかに経費を安く抑えて、いかに問題がなく、安全安心な施設をつくるかというふうなことで、昨年度7月に検討委員会を設置をいたしまして、4回の検討を重ねて、今年の2月に隣接地で管理型の最終処分場を設置して、処理をするというふうな方針が決められたわけでございます。そういうふうな隣接地で処分することによって、先ほども申し上げましたが交付金の対象になる。環境省で今まで交付金がなかったものが、環境省で交付金の対象にさせていただける。それから総務省の方でも合併特例債を適用いたしましよというふうな結論が出まして、この事業が今の処理方針に基づいてやるのであれば、できるというふうな見通しが立ったわけでございます。

先ほども申し上げましたように、このごみを今の処理方針以外のところに処理するというふうなことになるかと、これは先ほども申し上げましたが、設計金額で約60億のお金がかかる。これは入札して最終40億とか50億になる可能性もありますが、今の設計金額では60億のお金が掛かるというふうなことになるか、市の今の財政状況を考えた場合に、こういった外へ持ち出すというふうなことは、今の市の財政状況の中では非常に困難であるというふうなことを考えているわけございまして、今の処理方針に基づいてでき

る限り地元の皆さんにもご説明を申し上げ、ご理解をいただけたらというふうに思っております。

そしてまた、今の処理方針でいろいろ不安になる面とか、それからまた改善しないといけないような点もあろうかと思いますが、そういった点につきましては住民の皆さん方のご意見をお伺いして、できる限り改善できる分は改善していきたい。それからまた、県外にも先進地の事例があろうかと思しますので、反対されてる方あるいは賛成されてる方、一緒に県外へも視察に行ってください、説明をお伺いしたいなというふうに思っております。

そういうふうなことで、住民の皆様方の今後ご理解を得て、できる限り市の方も努力してまいりたいと思しますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

◎政策監（清水英範君）

三宅仁平議員の再問にお答えします。

ご質問は、今後の財政状況の推測する上で、職員の人件費が非常にウエートが高いため、早期勧奨退職を進めてはどうかというご質問でございます。

まず数字的なことを申し上げますと、職員給与費につきましては18年度普通会計で約30億ということで、全体の23.3%と非常に高い数値となっております。こうしたことから本市におきましては、行財政システム改革の中で計画的に定員の適正化をするということで、平成17年4月現在の職員数560人を、平成22年4月までに62人削減するという計画を立てております。現時点で、平成19年4月現在で524名と、36人の減ということで、計画のほぼ半分を達成しております。

ご指摘のように、早期勧奨退職につきましては、徳島県全体の制度として早期勧奨者に対して退職金の上乗せをするという制度を共同で設けております。そういった制度も活用しながら早期に計画、定員の適正化ができますよう定員管理を行ってまいりたいと思しますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（小林一郎議員）

企画総務部理事。

[企画総務部理事 向井二夫君 登壇]

◎企画総務部理事（向井二夫君）

固定資産につきましてはの再問でございます。

固定資産につきましては、土地の現況主義を現在とっておりまして、現況が宅地であれば仮に地目が農地でありましても、当然宅地課税というような形になります。また農振の転用につきましては、これは別の法律に基づいて行われるものでありまして、税とは別の問題でございますので、その点ご理解をよろしくお願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

三宅仁平君。



◎20番（三宅仁平議員）

さっきこれ、今の原野と農地の分について、これ今、課が違うというんですけど、私が市民であって、また市民の人もようけ財産を持つと。それについて今後、今のいう農振地域で原野で遊ばせておるとか、それに対して宅地化掛けとんな。おかしいでね、農振地域で宅地に変更したら、申請したらあかんっていうの。現状がそういう野放しちゅうか草が生えて、原野に近いけん原野にします。それはちょっと私が見てもおかしい。それだったら原野の方は宅地に申請しなさいと言うて呼びかけてさせてもええし、またそういう希望があって今の行動で脇町や美馬市が出しとるやつやとか、農業委員会の方から指導してじゃ、出しなさいと、もう農地の課税でないけん。かわいそうなんでね、ようけ払いよる。そしたら今度売るにしてもすぐ売れるし、極端に言うたら。そういう方向を一応考えてほしいなというんで、再度立てっております。

それと今の次、拝原の件でございますけど、これ副市長さんは補助対象にならんちゅうてね、そらそれで1回締めくくったけんと思います。ほいじゃけど皆の心を酌むんだったら、推進派の人も反対派の人もやっぱりおたくらが管理者じゃけん、ちゃんと理解をして再度7人、大学の教授や検討委員会にこういう事態が起きると。是非もう一遍検討して、1番ペアで安いとこにしてくれと。そしたら市長はんも、私が今ひょっとひらめいたんでね、市長はんもなるほどって。飛行場する横に大きな処分場できると、ちょうど今年かな、完成したと新聞に載ってました。ほうなると、その中で比較の特にある人は、7カ町村と書いてましたわ。それと隣接する地区もそれに対応するからほうれると、こう書いたけんね。そうなると徳島県の管理じゃけんね、そらもう3分の1、今3万やいいよんだったら1万とかもっと切ってでもじゃ、受けてくれるんちゃうで。そういうようにやっぱり町民にじゃ、美馬市の財産を守るためにそういうような努力をしてもろうて、考えをしてもろうて、一応再検討をしてもらいたいなというんが私の願いです。

そやけん市長はんね、ちょうど私ぱっとひらめいた。あの鳴門にちょうどでけたちゅうて大きに新聞に載ってましたわ。そしたらこれ、徳島県のほとんど持ってきても20年余りいけますよて書いてましたわ。私もようにこれ、今の処分場が一般廃棄物か産業廃棄物かどっちか知らんけんけどね。県の方は産業廃棄物を受けるやいうて書いてましたわ、一般廃棄物でなしにね。そこらを一応検討してもろて、ほれならいろんな大学の先生とかいろいろ国も県も入っとなねやから、いろいろ知恵を絞ってもろてね。そうすると両方がペアで推進派は早う堤防してくれ言うて。私も一応推進派の人にも陳情受けたことあります、してくれと。土地は隣接でも協力するようなことも聞いてました。しかしこれした結果、反対者の人が出たら、やっぱりこれ強行突破したもや、時間がかかるばっかしで、せんけん。けんか両成敗でしたらええんでないかなと。

それと今、副市長さんが推進派も反対の人も、よその他県の行って見てもらうて言いよるけんね。見てそら説得しやええけん、恐らくこれ今日も来とる赤紙見たら、私もちょうど1枚読んでみたら、もう絶対反対や言いよるけん。それおたくらが説得するだけの力があるんかないんかもね。だけど連れていっても現場見せたら理解してくれるかもわか

らんけどね、それを含めて今の鳴門というところも、松茂かな、空港の横と書いてましたわ。それらもして再度、私もこれで最後になるんじゃないけど、是非真剣にそれに答えてほしいなと、お願いします。

◎議長（小林一郎議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

三宅仁平議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

まず税金の話でございますけれども、税金につきましては農振地域を解除するとか、そういう話とは担当も申しましたように別な話でございます、それぞれの地域でのいわば土地の利用形態があるわけでございまして、それに対して現況で課税をするということでございます。

例えば農振地域を荒らしておいて、雑種地あるいは原野にして、それでこれを宅地扱いにするというふうなことは、それは法律できちっと手続を踏んで、農振の解除を申請をして初めてできるわけでございまして、適当に認定して、やっていけという話ではないところでございます。ただ、それぞれの地目につきまして、現況につきまして、そういう疑義のあるところがあるのであれば、担当職員にも申し出ていただきまして、現況をきちっと把握をして課税をさせていただくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから今の拝原の一般廃棄物の最終処分場につきまして、空港の横に最終処分場をつくってるんだから、そこへ埋めさせてもらったという話があるわけでございますが、それは処分場につきましては当然吉野川流域の東部の市町村、あるいは徳島も含めてお金を出し合っつくっておるわけでございまして、簡単にこちらからほうれんようになったから、頼むというわけにもまいらないところでございます。ただ、今おっしゃったように、再度今のやり方について、今のごみを一般廃棄物を全量撤去をして、管理型の処分場を建設をして、そこで処理をするということにつきましては、先ほども副市長も申しましたように、検討委員会、専門家の方々にいかに一番効率的で合理的で、しかもその手法について周りにも迷惑をかけない方法でやれる手法ということで、いろいろご検討をお願いをいたしまして、それでその手法であればということで、環境省も国土交通省あるいは総務省、自治省もいわばご支援をいただけるというふうなことで、スタートをいたしたわけでございます。

今日、反対派の方も随分お見えでございますけれども、我々も皆さん方のご意見も十分にお聞かせをいただきまして、現計画で足りない部分、あるいはこういうふうにしたらいいんではないかというご提案、あるいは不安な部分等につきまして、十分ご説明するなり、あるいはそういう対応をしていくなりをいたしまして、皆さん方には是非ひとつご協力をお願いをいたしたいと存ずる次第でございます。

あの地域につきましては無堤地域でございまして、平成16年の台風23号の際にも上流部が随分と被害を被ったという事実もございまして、是非安全安心という観点からも、堤

防の築堤等にも努めてまいりたいと考えておりますので、皆さん方のご協力を是非お願いをする次第でございます。

今後ともよろしくお願いをいたします。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

視察に連れていくのかどうかというふうなご質問がございましたが、まだこれから何度となく住民の方々と説明する機会があろうかというふうに思います。そういった中で住民の方から要望があれば、先進地も視察をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎議長（小林一郎議員）

以上で午前の質疑は終わります。13時30分まで昼食の時間といたします。

小休 午後0時32分

---

再開 午後1時30分

◎議長（小林一郎議員）

定刻が参りましたので、昼食前に引き続き、会議を続行いたします。

一般質問を許可いたします。

14番、河野正八君。

[14番 河野正八議員 登壇]

◎14番（河野正八議員）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私が通告をしてありましたのは、美馬市農業の現状認識と長期的基本政策の策定についてということで、非常に大きな題目を挙げております。最初にちょっとお断りしておきたいんですが、政策という名前をあえて使わせていただいておりますのは、政策は国がつくる基本的な政策であるというふうに認識をしております。しかし、ただ今、地方の分権の時代を言われておりますし、美馬市も合併して2年余りたちました。これからの農業のいろんな施策を考えるときに国に政策を立案するぐらいの強い気持ちでしていただきたい。そういう思いを込めて、あえて政策という言葉を使わせていただいておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

さて、ご承知のように「農は国の本なり」というふうに、古い言い伝えにもございます。いつの時代にあっても国民の食糧を安定して供給をする。そして生命の源を維持する、そういう農業政策はいつの時代にも、国策の中での重大な政策の一つとして位置づけられてきたというふうに理解をしております。先の敗戦後は大変食糧の危機にひんしました。自作農の増加による食糧増産も一つの案として、農地解放が行われたと思っております。

また、高度成長時代の始まりとともに、都市と農村の所得格差の拡大、国民の所得向上による食の嗜好の変化等が起りました。また兼業農家の増加など、農業、農村は大きく

変ぼういたしました。そのような背景のもとに昭和36年、当時はみどりの憲法とまで言われました農業基本法が制定されました。国、地方が一体となって農業改善、構造改善事業を始めといたしまして、いろんな施策を行い、選択的拡大と自立農家の育成を目指して取り組んできたのは、ご承知のとおりでございます。

しかしながら、40年余りを経過した昨今、その目的とは裏腹に食糧自給率の低下、また農業者の減少と高齢化、農地の荒廃の増加等の現象が現れました。農村の活力は非常に低下をしまっていました。地域によっては地域社会の維持が困難な集落さえ出始めておると思います。しかしまた一方では、輸入農産物の安全性に疑問視をするような事件も多く発生しております。

そこで農業、農村に期待は高まりつつあります。良質な食糧を合理的な価格で安定的に供給すること。そしてまた国土の環境の保全、文化の伝承など、暮らしの安全と安心の礎としての役割が増加をしまっていました。農業政策の再構築を行うべく、平成12年度からの中山間地域等直接支払制度始め、平成11年には農業基本法を廃して、食糧・農業・農村基本計画を策定いたしました。また本年度からは品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の二本柱として、国、県が強力な支援のもとに、一体となって動き始めたところでございます。

しかしながら農業、農村の疲弊は想像以上に厳しいものがございます。先の参議院選挙で自民党が大敗したのも、その一因ではないでしょうか。今、国は自給率向上への支援強化を目指して、仮称ではございますが、安全保障課なるものを新設して5年間で40万ヘクタールの耕作放棄地を解消したい。また近々農地制度の見直しを行うなど農業を取り巻く環境に大きな変化が出始めておると思います。

そこで第1点として、このように国、地方の農業を考えるときに、市政を担当して2年余りの市長さんに、どのような現状のご認識であるかをお伺いをいたしたいと思っております。

次に第2点としまして、既にでき上がっております美馬市の総合計画、第4章の中に「活力がみなぎるまちをつくる」という章がございますが、消費者が食への関心と理解を深めるために、地産地消の整備に努めるとあります。いろんな施策を提案されていますが、現在の産直市を通じて多くの人々が地産地消に努力しています。市の強力な支援のもとに、どのような品目をどのように増加しておくのか、そういう具体的な目標を立てるべきではないでしょうか。団塊の世代の方々に農業面での強力な助っ人になっていただく。また、十分な基礎調査、基本調査を行って、消費者が食への関心を高めるだけの地産地消でなくして、少しでも所得向上につながる方法を考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

次に第3点といたしまして、美馬市にはただ今申し上げました総合計画、美馬市教育基本計画、美馬市福祉計画、いろいろと基本計画ができておりますが、農業に対する基本計画というのが見当たらないと思っております。

以上のように、今、農業や農村は一大転機に差しかかっていると思っております。農業を美馬市の基幹産業として位置づける。美馬のまほろばを目指すためにも、平成20年を元年とした長期振興計画を策定するお考えはどうでしょうか。まず基礎資料をつくるために、市内全農家からアンケート調査をすべきと思っております。いかがでしょうか。

以上の点で英断あるご答弁を期待して、まず最初の質問とさせていただきます。  
よろしく願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

14番、河野正八議員さんの質問にお答えをいたします。

美馬市の農業の現状認識についてということでございますが、農業・農村は正に命の源である。食糧を家庭の食卓に提供するとともに、その過程では環境や国土の保全、水源のかん養、そして良好な景観の形成など、多面的な機能を果たしているとの基本的認識を持っているところでございます。

ご承知のように、昭和36年に制定をされました農業基本法は、高度成長期の都市と農村の所得の格差を是正をするということが主たる目的として、農業の基本法をつくられております。特に生産性の向上には目を見張る成果があったわけでございますけれども、今日的には大部分の農家が兼業化をいたしまして、担い手不足によりまして、我が国の食糧の自給率も40%になるなどの社会問題を提起をしてくれているところでございます。

このようなことから、国におきましては、食の安全や健全な食生活に対する関心の高まり、農地の持つ他面的機能の発揮や農村に対する期待の増加、また農業者の減少、高齢化、規模拡大の遅れなどを背景として、農業政策を40年ぶりに大きく見直し、平成11年には農業基本法を廃止するとともに、新たな基本法といたしまして、食料・農業・農村の基本法を制定されたところでございます。

これまでいろんな形で農業につきましては、国の支援を受けられておりましたけれども、この新しい基本法では、全農家を対象に農業振興に対する支援措置をするというのではなくて、地域ごとに品目を指定をいたしまして、一定規模以上の経営面積を持つ農家が支援対象とされるというふうな大きな変化もございます。

美馬市におきましては、経営規模が2.6ヘクタール以上の米麦農家が支援の対象ということになりますが、認定農業者や集落営農組織等、ごく一部に限定をして実施されるということに、そういう支援を受けられるということになってまいります。

本市は、地形的制約から特に中山間地域が多いために、小規模の経営農家が大多数を占めております。近年、農家数の減少と高齢化の進行などによりまして、農業後継者や担い手不足も顕著になってきておりまして、法律と現状の間には大きな隔たりがございます。本市の農業経営は、正に非常に厳しい状況下に置かれておるところでございます。

この対策の一環といたしまして、JA美馬では県下に先駆けまして、アグリサポート美馬を設立をいたしまして、これらの支援措置が受けられるようにということで取り組んでいただいております。市といたしましてもこれらの活動を支援をしていかなければならないと考えております。

また、1人でも多くの意欲のある方々が農業の担い手として参画できるように、本市では地域ぐるみで効率的な経営を行う集落営農を基本といたしまして、これまでも担い手対

策ということで取り組んでまいったところでございます。

今後ともこの担い手対策の強化を通じまして、本市の基幹産業でございます農業の持続的な発展や多面的機能の発揮を目指しますとともに、産地づくり、特産品づくりなど、自然的、経済的、そして社会的条件に応じた農業施策を、積極的に展開をしていくことが肝要であるというふうに認識をしておるところでございます。

次に、美馬市の基幹産業といたしましての農業の長期プランを、つまり長期の農業政策のプランをつくってはどうかというご質問でございますが、本年3月に、本市のまちづくりを発展的かつ具体的に推進することを目的といたしまして、共創と協働を基本理念といたしました美馬市総合計画を策定をいたしましたところでございます。計画の第4章では「活力がみなぎるまちをつくる」ということで、農業の振興のための現状と課題を分析をいたしまして、施策の基本方向や農業生産基盤の整備を始めとする六つの項目の重要施策の内容を明らかにしております。

美馬市といたしましては、農業に関する基本政策が見直されまして、農業を取り巻く環境が大きく変化をする中で、中長期的な展望に立って、今後の農業・農村の活性化と持続的な発展を目指すための計画策定は必要であると考えております。

そこで、本市の自然的、経済的、社会的特性を生かした美馬市ならではの農業に関する長期のプラン、名称はこれから考えないけれども、美馬市の農業振興に対する計画を策定をしてみたいと考えておるところでございます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

経済部長。

[経済部長 新井榮之資君 登壇]

#### ◎経済部長（新井榮之資君）

14番、河野正八議員さんからいただきました、地産地消について基本調査等を行った上で品目設定が必要でないのかというご質問にお答えをいたします。

美馬市におきましては、現在、新鮮でおいしく、しかも安心して安全な食物の提供という消費者の期待にこたえるべく、学校・福祉施設・観光施設・量販店等における地場農産物の利用促進をJA美馬や県農業支援センター等と連携しながら取り組んでおります。

とりわけ学校給食用食材に地場農産物を使用することにつきましては、みまっこ食育推進協議会や美馬地区食農教育推進支援協議会と連携をとり、岩倉小学校の例に見られるように、食育と地産地消を車の両輪とする取り組みを進めております。

また一方では、地産地消に取り組む人材の育成、確保を図ることを目的として、美馬市産直市連絡会や美馬市生活研究会を中心に、直売や加工活動の研修、講習会等を開催し、産地づくり、特産品づくりにも取り組んでおります。その結果、美馬市内13の産直市では18年度実績で、米、新鮮野菜、手づくり加工品など、地元農産物の売り上げが3億円以上に達したことが報告されております。

このように、消費者に生産者の顔が見え、話ができる関係で、地域の農産物、食品を購入する機会を提供し、地域の農業や関連産業を活性化させるためにも、地産地消を今後とも推進してみたいと考えております。

今後、各地域において取り組むべき事項や目標を明らかにし、地産地消の実践的な意見交換の場を持つことにより、地元消費者のニーズを的確に把握した上で品目設定をしたいと考えております。

基本調査につきましては、地産地消に対しまして大きな成果を上げている先進的な事例もございますので、これらを参考としながら今後研究してまいりたいと考えております。

#### ◎議長（小林一郎議員）

14番。

[14番 河野正八議員 登壇]

#### ◎14番（河野正八議員）

ただ今、市長さんの方からも長期振興計画なるものを策定を考えてみるというようなお答えをいただきました。そこで一つお願いといたしますか、当然アンケート調査等も必要であろうと思いますし、その委員の選任ということも大変であろうと思います。その委員の選任につきましては、特に農業に経験の深い人、それから消費者で非常に農業の商品に詳しい人、それから流通業者、また公募に当たっては、美馬市の農業に非常に見識の高いといたしますか、関心の高い人、そういう方を関係機関の方々とともに数多く入れていただいて、そして経験から来る政策、そういったものも是非意見をお聞きをしていただきたいというふうに要望をしたいと思います。

美馬市が誕生したときに、ちょうど旧4カ町村には、私はよく似た平坦地もある、中山間の地域もある、そういった共通項が非常に多くあるということから、そういったものの特徴を生かせば一大産地が形成されるんでないかなというふうに思っております。今もそういうふうに思っておりますが、ひとつ振興計画の中で、是非そういうものも加味をしながら、美馬市全体をひっくるめた一大産地に将来なるように、頑張っていたきたいと思います。

まちづくりが非常に大切だということは、先般、会派の研修会で京都府の南丹市美山町というところへ行って、まちづくりを見てきました。それから滋賀県近江八幡市では一般廃棄物の処理方法等、それと近代化した医療と火葬場の研修もしてまいりましたが、とりわけ南丹市の美山町では古い町並み、古いカヤぶきの家を中心に、小さい農家の方が長年にわたって協働で地域のものをつくる。そしてそれが観光に結びついて、昨年だったと思いますが、一昨年ぐらい、中高生あたりの修学旅行の生徒がホームステイを兼ねて来ると。そういうふうに農業がきちりしておれば、村づくりがきちりしておれば、ほかの面にもまた波及が大きいというのはよく先進地の事例でわかりましたので、是非今から負けないように一生懸命に私は頑張っていたきたいと思います。

それから、最近の農業問題の中で特に穀物からつくるバイオ燃料の需要、それから発展途上国の人口増での食糧の需給がひっ迫をしておるということから、ご承知のように大豆、とうもろこし等の原料となる製品が順次値上げをされております。私たちの農家ではあまり関係のないことかなと思っておりましたけれども、本市においても聞きますと、畜産農家の飼料が25%から30%ぐらい値上がりをして、もう経営を圧迫し始めておるというふうに聞いております。

そういったことも視野の中に入れながら、これからの美馬市をどういうふうに農業として、農業の基幹産業をどういうふうにしていくかということのを改めてひとつ皆さんで考えていただきたいというふうに思います。農業、農村の一大転機の時でございますので、将来禍根を残さないように政策の立案に期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

◎議長（小林一郎議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

14番、河野正八議員の再問にお答えをいたします。

美馬市の農業の現状認識に立った、その長期的基本計画という策定についてということでございますが、その策定委員に今、農業の専門家を入れろというご指摘だと思います。

地域におきましては、農業に携わり、あるいは地域の特色を熟知をされ、いろいろとご苦勞をなされておる農業者の方々も多数おいでになります。また、今ご指摘のように流通の業者、そしてそれらを消費するの方々、そういう方々のいわば生の声をお聞きをし、そして知恵をお借りをいたしまして、計画に反映をさせていくということは、計画の策定に当たっては非常に大切なことだというふうに思っております。従いまして、その趣旨に沿いまして、今後、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、この計画につきましては、いろんなデータあるいは資料収集等、若干時間は掛かると思しますので、できれば来年度中には策定をしたいなど、このように考えておるところでございますので、またいろいろとこの農業政策等につきまして、ご提言なりあるいはご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

次に、19番、中山繁君。

[19番 中山 繁君 登壇]

◎19番（中山 繁議員）

私の一般質問させていただきます。

選挙関係につきましてと救急業務ということでございますので、市民の身近な問題につきましての質問をさせていただきたいと存じます。

まず選挙事務を含めた選挙についてでございますが、今年は統一地方選挙の年と言われておりまして、参議院選挙と重なる12年に一遍の選挙の年でもございますが、平成の合併もあったということございまして、全国で市町村、数は減りましたが1,827の市町村におきまして知事選挙、県会選挙、そしてまた市町村選挙、そして市会選挙と、それぞれ各町村によって春の4月から行われたわけでございますが、美馬市にとりましても4月には知事選挙と県会議員選挙がございました。それを終えまして7月には参議院選挙も行われたわけでございますが、4月の知事選挙、県会選挙の節に、開票事務のミスがございまして、県の選管等からいろいろとご指示があったり、ご指導を受けたということがありましたけれども、その指導等も受けましたことを受けまして、この間の7月29日の参議院選挙でございました。その参議院選挙の実施に当たりまして、選挙は選挙管理委



員会が公職選挙法に基づいて実施するものでございますので、管理監督するのは選挙管理委員会だということは私も承知はしておるんですけども、あえて質問させてもらう理由というのは、これに関しまして市役所のほとんどの事務に関しまして、職員がかんでおりますし、選挙管理委員会の方も期日前投票と立会人には参加いただいておりますし、投票日には一般の方も立会人として参加しておいでいただいとると、そういう中ではございますが、それを統括し、いろいろとご指導、支援、支持するのはやっぱり市役所の職員の方がほとんどでございます。

そういう中で、これは予算も伴うてまいりますし、行革の問題も入ってまいりますので、質問としてあえてするわけでございますが、細かいことになるんですけども、先ほどの4月に行われました選挙で県の選管の指導を受けたということで、その後、県の選管の指導を受けてマニュアルを説明とか手順を整え、リハーサルまでしたと。そういう中であって、7月の選挙の取り組みになったと思うんですけども、そのリハーサル等やった結果がどうであったのかと。そういう指導とかどういうふうに生かされたのかは、とりあえずお伺いしたいと存じます。

2点目に、開票事務のスピードアップということをお聞きしたいんですけど、これ、以前から私も、合併前から市民の方から開票が非常に遅いと、開票のときに発表が遅いということは、再三再四聞いておったんですけども、私も参議院選挙の立会人として参加してもらいまして、確かに時間がかかるんです。3年前の参議院選挙では朝の4時までかかりましたので、7時間余りあそこで座ったんですけども、まあ今回はそれ程は掛かりませんでした。2時半ぐらいということで、5時間ぐらいで、美馬市は上がったと。9時半ぐらいから開始して、2時半頃には終わったと思いますので、約5時間ぐらい掛かったと思うんですけども、何とかこの開票事務をスピードアップできないかということをよくお聞きしてるので、美馬市としては選挙管理委員会がどのように取り組んだのかを、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

三つ目に、その選挙の中で前は不在投票という形で、告示の済んだ後、選挙日までの間に出張するとかやっておりましたけど、このごろは便利になりまして期日前投票というのできるようになりまして、非常に出張等をする人、また当日参加できん人の投票率アップという形で取り組んでおる一つの中で、美馬市が合併しましたので、4町村が合併したということで、私もてっきり4町村の合併ということなので、一例として脇町の人が美馬庁舎へ来たので、美馬の選挙管理委員会に行って投票できるものなり思ってたんですけども、そいつはちょっといかんと。美馬町は美馬町、穴吹は穴吹、脇町は脇町でやってくださいという形になっております。そういうのはいろいろ4町村が合併したことによりまして、選挙人名簿の関係でなかなかそうもいかんのじゃということをお聞きいたしましたけれども、合併をしたので市民の間からはどこでも選挙できるのは美馬市というのと違うんでという議論がありまして、何ででけんのかということをお聞かれますと、それはやっぱりできた方がいいなということになりますので。期日前投票もどこでも投票できるようにできないか。これも美馬市だけが、全国そうなのかと申しますと、よそではできているということでございますので、そこら辺が何が問題なのか、何ででけんのか。いろいろ

聞いておりますと問題点もいろいろあるようでございますが、そこら辺のところをお聞かせいただきたい。

大きな2番目といたしまして、救急業務。消防署の関係をお伺いしたいと存じます。消防関係につきましては、住民の生命と財産を守るという形で常日ごろ努力をいただいておりますし、訓練もし、皆さん方には大変ご足労をおかけしておることに対しましては、敬意を表するわけでございますが、常日ごろの訓練、トレーニングをやっておいでの中で、毎日やっておりますと緊張感も薄れてきますし、なかなか毎日の繰り返しでございますので、いざというときにというところがあるかと思うんですけど。

今回私が取り上げさせていただいて、わざわざ何を言うかと申しますと、先日の7月末でございました。私のところは山間地でございますので、救急車を呼ぶ機会が非常に多ございます。とりわけ高齢化と過疎が進んでおりますので、高齢の方が病気になる、動けんようになるということが非常に多いものですから、呼ぶ機会が非常に多いものでございますが。7月の終わりでございましたか、救急車をお願いしましたら、来たのは来たんですけども、20分以上たって、まあ山のことでございますので、20分、30分掛かるわけでございます。そういう中で呼んだんですけども、救急車が入ってきたのに動かんようになったと。救急車に救急車を呼ばないかんようになったという事例がございました。これは隊員の方も含めてそれぞれ努力はされとるのはようわかっておるんですけど、私の知ってる限りでこういうことが3遍ほどございましたので、あえて2度あることは3度あるということで、3度になったときはこれはやっぱり言わないかんなど。市民の間からは是非そういうことは気をつけてもらってくれというご意見が出てきましたので申し上げるんですが、救急車を呼ぶということは緊急を要しておるわけでございますし、1分でも1秒でもその家族にしてみたり、近所の人にしてみたら早よ来てほしいという。やれやれ、ようやく来たわというのに、隣まで来て救急車が今度動きまへんわと。また救急車を呼んできてつかはれと。幸いその方はとにかく運ばれたんですけど、脳梗塞でその晩に亡くなりました。そういう事例がございまして、そういうことは常々訓練をし、気をつけておっても事故等が起こるのはようわかるんですが、山間地等でそういうことが何度も起こるといことは、やっぱりどこかに抜けたところがあるんでないかというところで、常々の訓練の中でそういう現地等は、どこが通らんのかとか、どこが危険箇所とか行き止まりとかいうところはどのように把握しておるのか。訓練等はどのようにやっておるのかということをちょっとお聞かせいただいたらと存じます。

それと、そのことがあった事例で、山間地につきましては、冬場、また道が狭い、そういう問題もあって、救急車やったらかなりボディも長くなりますし、車高も低いんです。このごろは重装備もしておりますので非常に車体が重くなっておる。そういう中での山間地に行きますと、やっぱり冬場とかいうのは通行しにくいし、なかなか狭い道ではそこらがつかえて動かんというようなこともございますので、救急車を購入する際には、冬場、山間地等の含めて四輪駆動車の背の高いやつをどなんしてでも検討してもらえんかなということもお伺いしたいと思います。

もう1点、これはそういうことにひっつけてではございませんが、我が美馬市におきま

しても、先日奈良県で妊産婦の方がたらい回しにあって、1年前にもそういうことがあって、乳児が死亡された。またそれと同じことを繰り返したというようなこともございました。そういう美馬市もやっぱり小児科もございますが、産婦人科もあるわけではございますが、救急のときにはそういう問題がえてして起こり得るのではないかと。そういう部分についての対応、対処は心配ないのかということもあわせてご答弁いただいたらと存じます。

こういうことを申し上げるのは、山間地美馬市におきましてもそういう道路なり、そういう危険箇所、いかんところには常々改良を加えて、そういうことがないようにしておくのが一番いいんですけれども、なかなか財政の問題、それからまた経済効果の問題、投資効果が悪いということで、そういうことに手がいっていない。これは建設課の関係になるのかと思うんですけれども、そういう山間地の救急車の行かんところ、通りにくいところ、そないにようけはないと思うんですけれども、やっぱりそういうところは把握しておってほしいし、私が何十年かこれ18年ぐらいやらしてもろうとるんですが、そういうところが今だに解消できてないというところは、やっぱり予算の部分でそこら辺に取り組んでできていないというところがございまして、そういうところの部分何とか修理、改良の部分に優先的に配分を願えんもんか。今のご時世でございまして、投資効果の部分からいきますと、そういうところはこれからまた先、かなり待っても直らんのではないかと心配をいたしておりますので、そういう中でそういう部分をやっぱり10カ所改良するならば、1カ所も2カ所も入れると、優先順位はつけてもらえないだろうかということをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご答弁によりまして、再問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎議長（小林一郎議員）

消防長。

[消防長 前田力三君 登壇]

◎消防長（前田力三君）

19番、中山議員さんの質問についてお答えさせていただきます。

私の方からは、救急業務について2点ほどお答えさせていただきます。

まず1点目、緊急時に備えて管内の道路状況の把握についてのご質問でございますが、消防活動を迅速、的確、安全に行うために、道路状況の把握については日ごろよりその重要性を認識しております。このため、従来から地理、水利の調査等により管内の状況について把握することに努めており、自主防災組織の結成時には、その地域での通行及び進入困難な道路をチェックし、聞き取り調査を実施した上、防災マップに記入し、緊急時に活用できるようにしております。

しかしながら、急カーブ、樹木等の障害物、極端な傾斜等により、緊急車両の通行困難、進入困難な箇所が山間部を中心に多数あります。現状として、通常、救急隊は3名で出動していますが、通行できない箇所があるという判断された場合などには、隊員を増員し、必要な資機材を持ち、対応しております。

今後は更に現地確認等の調査を随時実施することにより、なお一層の地理、水利状況の把握に努めるとともに、必要に応じて建設部など関係機関や地元市民の方の理解と協力を

得ながら、改善に努めたいと考えております。

2点目の救急車の配備に当たって四輪駆動の導入はできていないかについてのご質問でございますが、現在美馬市消防本部では消防署に3台、木屋平分署に1台、計4台の救急車を保有しております。そのうち、常時稼動している救急車は木屋平分署の1台を含めて3台が四輪駆動車となっており、残り1台は予備車として活用しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

保健福祉部長。

[保険福祉部長 大垣賢次郎君 登壇]

◎保険福祉部長（大垣賢次郎君）

それでは、19番、中山議員さんの救急業務についてのうち、第3点目の部分についてお答えを申し上げます。

美馬市において産婦人科、小児科等の緊急時の受入体制は心配ないのかとのご質問でございますが、まず産婦人科、周産期医療体制につきましては、徳島大学病院の総合周産期母子医療センターを核といたしまして、県周産期医療情報システムが構築されております。これは個々の病院などで対応できないケースが起きた場合、NICU、いわゆる新生児集中治療室を備えた24時間対応の総合周産期母子医療センターに連絡をいたしまして、救急搬送する仕組みとなっております。

また、県西部、いわゆる美馬市を含めた県西部におきましては、県を超えた連携によりまして、国立病院機構香川小児病院の総合周産期母子医療センター、香川県の善通寺市にございますが、こちらの方に搬送する場合もございます。

次に、小児科、小児科救急医療の支援体制についてでございますが、県内は3地区、東部・南部・西部と担当を分担しております。美馬市につきましては西部に属してございまして、つるぎ町の半田病院と県立三好病院が当番制で休日・夜間を中心に体制を担当しております。

しかし小児科医不足の中で、常時小児科医が救急医療業務に対応する体制が一部とれていない状況がございます。これによりまして、地域外へ、いわゆる徳島方面へ搬送することを余儀なくされているという状況がこれまでございます。

これを解消するために、救急体制の更なる広域化、また小児科医の不足の解消等が必要ですが、これらは美馬市独自での対応は非常に困難でありますので、現在、県において5年に1度の医療計画の見直し作業が行われております。その中で小児救急医療の支援体制につきましては、拠点病院への医師の集中化というのが検討されておると聞いております。小児救急体制の拡充につきましては、緊急の課題であるため、美馬市といたしましても救急医療対策協議会というのがございますが、これらを通じまして、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

## ◎建設部長（中川近敏君）

私の方から、19番、中山議員さんの、山間地には救急車などの行けない家が多数あるが、優先的に改良はできないか、また点検把握はできているかについて答弁申し上げます。

現在、美馬市の道路改良につきましては、国の補助事業によりまして、幹線道路や集落と集落を結ぶ連絡道などの線形や、縦断勾配の修正、幅員の拡幅などの整備を重点に行っております。しかしながら、市内には山間部が多く、集落も点在しており、地形も急峻であります。更に市道延長も長いことから、緊急車両の通行不能箇所が多数あり、現下の非常に厳しい財政状況の中では市内全域の整備は難しいものがございます。

今後は消防部局と連携を密にして、緊急性の高いところから取り組んでまいりたいと考えております。なお、危険な箇所や通行不能な箇所についても点検把握に努めてまいります。

## ◎議長（小林一郎議員）

選挙管理委員会書記長。

[選挙管理委員会書記長 緒方俊仁君 登壇]

## ◎選挙管理委員会書記長（緒方俊仁君）

私からは選挙事務についてお答えをさせていただきます。

まず投・開票事務の改善策とその成果についてのご質問でございますが、本年4月に執行させました徳島県知事選挙・徳島県議会議員選挙以降、選挙執行体制を抜本的に見直すため、投・開票事務全般の改善に取り組んでまいりました。

具体的には、不在者投票、期日前投票、投票速報、開票事務など、それぞれの投・開票マニュアルを作成するとともに、職員の事前研修を実施し、事務処理方法の周知徹底と選挙事務に当たる職員の共通理解を図ることといたしました。

その結果、7月に行われました参議院議員選挙におきましては、マニュアルによる統一的な事務処理を行うことで、投票事務におきましては選挙人の確認、投票用紙の交付の迅速化を図ることができました。また、独自の選挙パンフレットを作成し、選挙人の視点に立った情報を提供することで、期日前投票制度や不在者投票制度を活用する選挙人が増加するなど、選挙人の投票機会の充実につなげることができました。

次に、開票事務の迅速化への対応についてのご質問でございますが、開票事務の迅速化を図るために、開票台のかさ上げ、票の流れに応じた人員配置、疑問票判定マニュアルの作成、開票リハーサルの実施など、開票作業環境の整備と、より効率的な人員配置に努めてまいりました。こうした対策を講じた結果、選挙区選挙では平成17年に執行されました衆議院議員選挙区選挙に比べ、開票時間を大幅に短縮することができました。

しかし、比例代表選挙では、分類ケースの使用などスピード化を図るための改善を行ってまいりましたが、疑問票が多かったこと、またその取り扱いをしたこと、開票速報をミスのないよう入念に行ったこともありまして、当初予定していた時間を超えることとなりました。今後はこうした課題を克服し、更なる開票作業の迅速化につなげてまいりたいと考えております。

次に、期日前投票の住所要件の撤廃についてのご質問でございますが、現在の期日前投

票は旧町村を単位に住所要件を設定しているため、選挙人名簿に登録された住所地の期日前投票所でしか投票できない仕組みとなっております。

これは、期日前投票システムが万一故障した場合、4カ所ある期日前投票所において既に投票した選挙人の確認ができないことから、二重投票の危険性もあり、現在の住所要件を設定しているためでございます。また、システムが万一故障した場合に備えて、従来の選挙人名簿による消し込み作業も現在は同時に行っております。

しかし今現在、先ほどご意見ありましたように、選挙人の皆さん方からも住所要件の撤廃を求める声もあり、先進地の事例等も参考にしながら、今後、システムの完成度を高め、だれでもがどの期日前投票所においても投票できる仕組みを整備してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

#### ◎議長（小林一郎議員）

19番、中山繁君。

[19番 中山 繁議員 登壇]

#### ◎19番（中山 繁議員）

ただ今、救急の方と選挙管理委員会の方、ご答弁いただきましたが、先、ご答弁いただきました救急につきましては、いろいろ努力はされておると思うんですけども、1点ご提言として申し上げておきますが、やっぱり自主防災都市等で各地区に入られて、それぞれの老人のある家、救急車の行かん家、消防署が入らん家というのも把握し、それぞれを地図の上に落として、地図上では検討されていると。そういうのは私もそういう形は見てまいりましたので、やっておると思うんですけど、問題はそれから後だろうと思うんです。そういうものは地図の上、図上ではわかっておるんですけども、現場に行ってみなならなかなか理解でけんし、訓練としてそういう部分をやっておかんと、現地には間に合わんということでございますので、自主防災組織でもそういう部分は調査は十分やっていただいて、その後の訓練の段階でひとつ現場をよに見ていただきたいということと、お願いいたしておきます。

建設課の関係につきましても、なかなか今のご時世でございますので、急に全部対応ということは難しいようでございますが、1件でも2件でも結構でございます。そういう部分を救急車の行かんところ、消防車の入りにくいところ辺りも、ひとつ頭の念頭に置いて改良のところの選定に当たっていただきたいと存じます。

1番目の方の選挙事務につきまして、これ選挙管理委員会の事務員の方に大変そういう事務的なことをお答えいただくので、そういう部分はあるんですけども。選挙につきまして、美馬市も合併をいたしまして、行政改革の一環といたしまして、投票所の統廃合というのをやりまして、特に山間地でございますし、人口の少のうなったところ、そういう部分のところはやっぱり軽減をいたしました。住民にとってはやっぱり投票に行くところが遠くなったと、不便になったという感覚がございます。そういうところは人口も減っくんじゃけんしょうがないなというところは私も理解するし、今のご時世で行改を逆らうこともできない。そういう部分についてはやむを得ないという部分はあるんですけども、

やっぱりそういうところの行革をした、ただ行革をしたからそれでいいんだというのではなしに、住民に対してやっぱり行革をした部分は何でお返ししていくか。少しでもサービス低下を招かんように、ちょっとでもサービスの部分でお返しをできたりという部分をしていかならん。そういう中での投票所の対応にしても受付係にしても、やっぱり市役所の職員がかかわっておる。臨時の方を雇ったにしても、やっぱり市役所の人がそういうにかかわってそういう受付等もやっておる。そういう中でそういう部分を指導できるかというたら、選挙管理委員会、選挙長、それから選挙管理の委員長あたりがそういうことを懇切丁寧に一々指導できるかといったら、現実に関票事務を2時間でやってあげてくれということで、なかなか難しいと思うんです。そこら辺での指導監督というのは選挙管理委員会でございますが、理事者、市長始め市役所の関係におかれましても、予算も伴うて選挙事務に関してはくるし、行革の問題もやっぱり関係してございます。そういう中で権限は権限といたしまして、そういう部分についてどういうふうに取り組んでいき、どういうふうにかかわっていくのかということをお聞かせいただきたいのと、指導監督という問題と含めて、是非そういう部分はどうかとらえていらっしゃるのかをお聞きしたい。

それともう1点、期日前投票の部分を住民の要望にこたえて少しでも便利にしていく、これも一つの住民サービスだろうと思うんです。そういう部分も細かくやっていかないかんのですが、これもせんじ詰めた話、光ファイバーを引いて便利になってコンピューターの時代になった。それを相も変わらず台帳を主体に置いておる。そこら辺が問題があるので、今はコンピューターでインターネットで本体とつなげば、やっぱりそこら辺に管理としてできるんですけど、停電したらどうするんだとか、そこら辺に事故があったらどうするんだという問題があるから、やっぱりこの部分に入っていけない。その部分にはやっぱりソフトの問題で金を入れならんという問題が当然はらんできます。

そういう問題を選挙管理委員会が次の衆議院選挙が身近にあるかもわかりませんが、やんなさいと言うたところで、やっぱり予算を伴ってくる以上は、行政の方がやっぱりこれにかかわらならんのでございますが、そういう部分を含めてスピードアップの開票にいたしましても、前回3年前よりはやっぱりようになったということは、私も現場を見ておりますので確かにわかるんです。ただ、わかるんですが、行政改革の点から申しますと、やっぱり慎重にミスのないようにということはようわかるんです。そこら辺をするゆえに時間も掛かるけんやむを得んのじゃ。その部分でいきますと5時間、6時間かかろうと当たり前というのが原則になります。

ちなみに全国で参議院選挙の投票・開票の集計をした会社がございまして。そういう中で調べてみますと、一番早いのが東京都の島で800人ぐらいのところ55分でやっておるといふ。これは参考の例にはならんと思いますが、10万人規模の市で群馬県の高崎市では2時間5分でやり上げておるといふ、参議院選挙あるといふ。こういう例もある。それは全国で一番いいという例ですが、ちなみに徳島県内の部分を調べてみると、徳島市でも3時には終わっておると、小松島市は12時6分に終わってるといふ。美馬市は5時間かかるといふ。そこら辺をしますと、これは早よう開票をやるのにはようけ人数を入れたら確実にそら早よなるなといふことは理屈として言えるんですけども、やっぱりそう

いう部分だけで、人数を入れたら早よできるかと言うたらそういうもんでもないんです。やっぱり知恵と工夫と行革の部分を取り入れていかん限り、こういう問題はでけんで、小松島も4万人ぐらいというところで2時間、3時間余りでやり切っとる。全国の、群馬県のみどり市は48人の人数で4万票を3時間でさばいておるといふ例もございますので。そういうことからいきますと美馬市もそういう部分の意識を持ってもらわん限りはそういう部分は達成もできませんし、そういう部分に取り組めん。要は取り組めという人がおらんのじゃきに、それは当然時間も慎重に間違いのないようにということを経準におきますと時間はかかるんです。

そこら辺、開票を美馬市でも見ておりましたが、区分けは1時間ちょっとで済んでおるんです。あとの判定、確認作業が非常に時間がかかる。その間職員の方はずっと立って3時間余り立って見おるんです。そういう方がおる以上、やっぱり効率は非常に悪いんで、それをいかに効率良くしていくかというところに行政改革があるんだらうと思うんで、住民のサービスという点からとらえまして、そういうことにも手を入れていかならんし、行革の面ではそういうことの細かいことですが、していかとやっぱり前へは進まんと思いますが、理事者側の市長始め皆さん方はどういふふうになんかそういう点はとらえていらっしやるか、ご答弁をお願いしたいと存じます。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

19番、中山議員の再問にお答えしたいと思います。

選挙についてということで、投・開票事務担当者への指導監督についてのご質問でございますが、まずご承知のとおり、選挙管理委員会は選挙が公正に行われるため、市とは独立した執行機関として設置をされておるところでございます。しかしながら、選挙を執行する際には、職員の配置や市民ニーズに応じた選挙事務の改善など、市の協力が必要でございます。市の指導力が問われるところでございます。本市では正確で迅速な選挙を執行するため、職員への兼務辞令の発令や管理職の職員の開票責任者への配置など、選挙事務への積極的な対応を指導してまいりました。

昨今、開票時間の短縮が求められている中で、開票作業の迅速化を図ることは、市民の皆様方に結果を速やかに知らせることもございまして、市としての責務でもあるというふうな考えております。

今後ともより効率的な選挙執行体制の整備に向けて、指導力を発揮してまいりたいというふうな考えております。先ほどのご質問の中で電子投票等のご提案ございましたが、電子投票につきましては今、全国的に本当に導入されているところというのが本当に少ないと思います。多分1市か2市ぐらいでないかなというふうな考えております。これは先ほどもご提案ございましたように、やはり停電がいったときに、投票の結果がもう全部だめになってしまうというふうなこともあるかと思っております。従いまして、今後は選挙管理委員会と理事者が連携を密にしまして、できるだけ迅速な投票結果が得られるように、市側



としても努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

議事の都合上、10分間小休いたします。

2時40分より再開いたします。

小休 午後2時30分

---

再開 午後2時40分

◎議長（小林一郎議員）

小休前に引き続き、会議を続行いたします。

一般質問を許可します。

2番、阪口克己君。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

ただ今、議長より一般質問の許可がございましたので、私、阪口克己が大きく三つに質問いたします。

質問に先立ち、日ごろは何かと難しい行政について努力されている市長を始め、職員に対して深く感謝を申し上げます。

国においては政治と金、年金問題で大きく国民の目に変化してきている中、本市議会に寄せられた期待は大きく重大と考えます。そんな中、今回私が一番に選んだのは拝原ごみ最終処分場建設問題についてであります。

当地区においては、長い間要望し続けてきた結果、今回ようやくごみ対策が出ました。私はその中で重要と思うのは、吉野川の築堤であります。国交省から以前より要望、処理条件としてごみ撤去が挙げられ、どうしてもクリアしなければならず対処に苦しみました。先が見えてきたので安心してはいますが、あわせて揚水ポンプアップ問題があり、築堤が完成すると、その部分、先ほども三宅議員が言われていましたけども、内水の上昇があると思うんですが、どのくらいの内容まで調査して、行政としてどのように考え対応をとっているのか、まずお聞きしたい。

続いてごみ処理方法についてであります。委員会及び住民説明会では隣接地域に最終処分場建設でやりたいと言明がありましたが、地区住民から地域外への搬出要望が大きく、2度にわたる説明会においても原案に対する反対が出ていることを考慮して、私はいま一度見直す必要があると思います。

参考まで、先に三宅議員と河野議員が言いましたけど、私も一緒に滋賀県の近江八幡の一般廃棄物最終処分場へ勉強に行っていました。その結果、今の原案との差が2点あると思います。

1点は、この処理しておるのが琵琶湖の周辺です。ちょっと地盤も若干軟らかいと聞いております。そのために矢板工法が実施されておりました。それと、あと管理費が約3,000万かかるという話を聞いてきました。それを我々のところに直すと、最終的に、今、市

が算出しておるコストが若干変わってくると思います。それも含めてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。それとあわせて地域住民との対話、今後どういう方法でやっていくのか、お聞きしたいと思います。

2点目についてです。2点目の質問は、先に美馬市公共工事入札制度の改善を求める会より出ています要望書に関することでございます。要望事項は一つに最低価格の最小限度3通りの固定化、最低価格の決定の入札会場での公開であります。私が考えるには、透明性、公正公明性に疑問を抱いてるからだと思います。現に公共事業が非常に少なくなってきた、業者においては、昨今の入札で特定業者に偏った落札が異常に増加していることに對するいろんな疑惑を出さないような制度確立が急務と私も感じます。例を出してみますと、ある地区の落札率が非常に高い、90%以上。また市内業者がありながら入札に指名されず、結果、他町村、他市の者が落札。あわせて最低価格と同額または非常に近い額で入札されているものが多い等であります。そこで、不正ができないシステムづくりが現在どこまで進んでいるのか。また落札額が入札会場で公開されないものがあるのか。本来、私は市民のために働く公務員、特別職も含むの任務でありながら、全員がそう取り組めば何とかいけるんじゃないかと思しますので、そこら辺についてもご回答をお願いしたいと思います。

すみません、申しわけない。3点目、ちょっと配っています。上がっていました。

3点目は住民サービスについてであります。市役所内部から見れば何も問題ないように見えるかもわかりませんが、市民の目は以前よりかなり厳しくなってきました。そこで私の提案ですが、時差出勤。これは例えば朝は大体今と同じで問題はないと思うんですけど、夕方、一般の方が仕事を終わってから寄れるというような形の時差出勤です。それと土曜日、日曜日、一部の窓口対応。これは例えばお年寄りが連れて行ってほしいとか、孫とか子供さんに連れて行ってほしいと言っても、仕事に行ってるから行けないと、そういうことで土曜日なり日曜日開けておれば、事務的にできるんじゃないかということも含めて考えてみてはと思います。また地区への出張市役所、県の方では飯泉知事が臨時に出向いています。そういうことも含めて日ごろ市民が考えておること、苦情等を収集して取り入れたらどうかということです。

それと例として、議会も将来は休日・夜間議会も検討しなければならない時期がかなり来るんじゃないかと思うので、事前に考えてまとめて質問しています。

以上、よろしく申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

2番の阪口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

公共工事の入札制度の関係でございますが、まず最低制限価格の3段階での公表というふうなことでございますが、まず最初に最低制限価格の趣旨等について、先ほど前田議員に対してご答弁申し上げましたが、趣旨等につきましてご説明をもう1度申し上げたいと

いうふうに思います。

最低制限価格につきましては、地方自治法施行令によりまして、契約の適正な履行確保の観点から、過剰なダンピングの排除、それから工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ等、適切な公共工事の品質確保を阻害する恐れを払しょくすることを目的に導入がなされているものでございます。

また総務省及び国土交通省の通達では、事前公表することにより最低制限価格と同額での入札による抽選落札が増加し、適切な積算をせずに入札を行った業者が受注し、品質の確保に問題が生じる事態が懸念されることから、事前公表の実施については十分な検討をするよう、指導を受けているところでございます。

また県におきましては、これまで最低制限価格が結果として予定価格の3分の2の額になっていたところでございますが、本年度から参加業者の応札の結果により、最低制限価格を決定するという方法に見直しがなされているところでございます。

美馬市といたしましては、来年度から電子入札の導入を検討しておりまして、その導入状況にあわせて、先ほど申し上げました応札結果により最低制限価格を決定する方法について、導入に向け、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

従いまして、3段階の最低制限価格の表示ということでございますが、今申し上げましたように、地方自治法の趣旨及び国の通達等から判断いたしまして、適当ではないというふうに考えております。

それから前田議員の質問にもございましたが、一部最低制限価格が市の方から漏れているという話でございましたが、これも繰り返し申し上げますが、最低制限価格については市としては厳正に管理をいたしておりまして、市外に漏れるということは絶対ありえないということを申し上げておきたいというふうに思います。前田議員にも申し上げましたように、もしそういうふうな事実があるのであれば、これは警察なりあるいは公正取引委員会、こちらの方へ申し出ていただきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

#### ◎政策監（清水英範君）

2番、阪口議員のご質問についてお答えいたします。

市役所の住民サービスについてのご質問でございますが、あわせて4点いただいております。私の方から2点お答えします。

まず美馬市におきましては合併以降、住民サービスの向上のために、住民の方への親切丁寧な対応、これを常日ごろ心がけているところでございます。

様々な角度からご提案をいただいておりますが、まず時差出勤を導入してはどうかということについてお答え申し上げます。

時差出勤の本来の導入目的は、通勤時のラッシュ解消、あるいは交通需用の集中による環境負荷などの問題解決を図ることにあります。県内では、県におきまして、徳島市内の

本庁及び一部出先機関で時差出勤が実施されているところではありますが、他市におきましては人事管理上の難しさもあり、実施されてない状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、休日・夜間議会についてご答弁申し上げます。

休日・夜間に議会を開催することは、市民の皆様方が議会の傍聴ができる機会を増やすと、こういうことで議会をより身近に感じられるようになると考えられます。しかしながら議会の運営に関する問題でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

市民環境部部长。

[市民環境部長 都築 稔君 登壇]

#### ◎市民環境部長（都築 稔君）

2番、阪口議員の2点のご質問にお答えをいたします。

まず市役所の住民サービスの中での土曜、日曜日の一部窓口対応についてのご質問でございますが、県内、他市の状況を見てみますと、閉庁日に住民票発行等の窓口業務を行っている自治体は、鳴門市のみでございます。

鳴門市では昨年、毎週木曜日、午後5時30分から7時30分までの2時間、時間延長をして住民票等の発行業務を実施しておりましたが、利用者が1日あたり平均1.07人と少ないため、本年1月から毎週第1土曜日の午前8時30分から午後0時30分まで窓口業務を試行的に実施しているところでございます。

本市といたしましては、今後、自動証明書発行システムの構築について調査検討することといたしております。組織の再編等と絡めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

第2点目につきまして、事前に承知をいたしておりましたご質問の趣旨と若干ニュアンスが相違する部分もあるようでございますが、お許しをいただきたいと思います。

第2点目の自治会への出張市役所についてのご質問でございますが、地方分権が進展する中、自治会は地方自治を支える基礎的な組織として、その役割はますます重要になっております。

ご承知のように、近年の市役所から市民の皆様へお知らせする情報につきましては、以前と比較いたしまして増加の傾向にあり、加えて多種多様なものとなってきております。このため、自治会長さんへの市民からの問い合わせも多いと考えられ、その対応につきまして、ご苦勞なされていることにつきまして、感謝を申し上げている次第でございます。

市におきましては、これまで市と自治会の協働を推進するため、市の幹部が出席をいたしまして、全自治会長さんで構成されます自治会総会を毎年、年度早々に開催しております。総会では、市の重要案件、行政からの連絡事項の報告、それから市政関係者との意見交換等をいたしまして、市政へのご理解をいただいているところでございます。

また、本年度も人権問題地域懇談会が全自治会を対象に、職員が出向きまして開催をされます。ご質問などがございましたら席上でお伺いし、即答できないものについては後日、自治会長さんにご報告を申し上げるようにならしたいと考えております。

更に、自治会の活性化の支援及び市と地域との協働を推進するため、旧町村から選出されました32名で構成された自治会連絡推進協議会を設置いたしまして、自治会相互の研修、それから自治会運営の協議等を実施するとともに、自治会連絡協議会だよりを発刊するなど、自治会活動についての認識を深めていただいているところでございます。

市ではできる限り市民の皆様へ情報を公開するよう、行財政改革など、特に重要な施策につきましては、全地域を対象に説明会を開催したところでございますが、ご質問の自治会への出張市役所の実施につきましては、現在のところ、通常業務等との関係から、まだまだ解決する問題も多く、今後の課題であると考えております。

このため、当面できる限り市民の皆様への情報提供の充実を図ることを目的に、市の広報紙、ホームページの充実に取り組むとともに、将来的にはケーブルテレビを利用したの市政コーナーの設置などを検討し、自治会の皆様に漏れなく情報が伝わるよう検討をいたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

市民環境部理事。

[市民環境部理事 武田喜善君 登壇]

#### ◎市民環境部理事（武田喜善君）

2番、阪口克己議員さんの質問にお答えをいたします。

拝原最終処分場建設問題についての吉野川築堤及び揚水、ポンプアップの件についてでございますが、拝原最終処分場処理方針の計画及び吉野川築堤完成時の内水対策問題につきましては、平成18年2月に議会とともに国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所へ、内水に対する排水機場の早期設置を要望してきたところであります。その後も要望活動・協議などを行ってまいりました中で、当面は、国土交通省に備えているポンプ車が6台ございますので、このポンプ車を迅速、適切に配車していただくこととしています。

次に、ごみ処理方法の件についてでございますが、この処理方針についての新設最終処分場建設の工法は、まだ概略の計画であります。当該計画の新最終処分場では、処理検討委員会におきまして、国土交通省及び専門家からも地下水位まで掘削することは、揚圧力対策が必要となってくるため、地下水位まで掘り下げない計画といたしております。

また、新最終処分場は他の施設と異なり、撤去工事終了とともに埋め立てが完了しますので、地下水の上昇、揚圧力に対しても廃棄物重量が抵抗するので、遮水シートに与える影響は小さいと考えていますので、矢板工法は行わない計画であります。

新最終処分場は既設の吉野川堤防に隣接して設置され、計画に際しましては堤防の法面に影響が出ない位置に最終処分場を設置するよう指導もあり、最終処分場と堤防との間のすき間は盛土で埋める計画としています。このため、撤去工事完了後は、堤防に腹づけ盛土を施した堤防の背面に重しを置いた形態で、堤防の補強としての計画としています。

有害なごみの特別管理一般廃棄物につきましては、検討委員会でも試掘などでごみの組成の確認を行っており、現段階では環境や人体に有害なものは確認されておられません。

今後の設計段階でも更に試掘を行い、ごみ組成を確認する予定であり、有害な感染性一般廃棄物、いわゆる医療系廃棄物及びPCB、これはポリ塩化ビフェニールと申します、

などの特別管理一般廃棄物が発見された場合には、新最終処分場には埋めることができないので、許可業者に依頼し、適正に処理を行いたいと考えております。

工事が進行し、特別管理一般廃棄物が出てきた時点で、随時、適正に処理を行ってまいります。完成後の維持管理費についてでございますが、管理型最終処分場でありますので、安全安心な管理を行っていきますので、管理費は必要となっております。ご理解をお願いします。

3点目の地域住民との対話の件についてでございますが、この処理方針につきましてはまだ概略設計でございますので、先ほども三宅議員のご質問でも副市長から申し上げましたように、周辺地域住民の方々にはご理解をいただくために、今後も説明会の場を設けまして、十分にご説明を申し上げ、対話を行い、その中でご意見をいただきまして、その意見を十分に反映したものととして、この事業の推進を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

#### ◎議長（小林一郎議員）

2番。

[2番 阪口克己議員 登壇]

#### ◎2番（阪口克己議員）

まず再問に当たり、副市長の方から先ほど答弁あった中で、誤解がありますので、先、言わせてもらいます。

価格漏れどうこうというのは私は言うておりません。そういうことですので、それは考え直してほしいと思います。

地区の皆さんは築堤、ポンプアップ、ごみ処理、これとともに賛成であります。私の聞いているところは賛成です。反対はごみの搬出先だけです。市側はコスト計算した場合、安い、高いだけで判断してるようですけども、確かに市民の税金を預かってやるのですからそれはわかります。ただ、考え方を変えてやっていかんと、以前資料としていただいておりますのは、あそこでやれば約40億と。案とすれば当初は62億。その後、概算事業費でまた出てきたのが47億と。その場合、最初の場合が40億に、今、書いてありましたけれども、現地には深く埋めないから矢板は要らないということですけども、私は万が一やるとしたら矢板は必要であるなど考えますので、そういうことから考えると、あとは補助金がいただけるかいただけないかの違いになってくると思うんです。それをもう一度やはり先輩議員が言われてましたけども、知恵や頭を使って考えれば何か道も開けるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺も、今日、数値を出せと言うても出ないと思っておりますので、後日、委員会等を出していただいたらいいんじゃないかと思っております。

また側面から考えた場合、このコスト、現地処分の差は水面のアップ、要するに埋めた分だけ増えると。先ほど三宅議員が言っていましたけど、それが大きく全域に及ぶというのが一つと。あと、公害、これがあそこに埋めた場合、もしも地震、台風、これで崩壊したときどうなるんやということも、非常に住民の方は心配をしております。そういう意味から含めて、外へ出すのが一番妥当であると思っておりますけども、コストの面、総合的にいろいろあると思っておりますので、どうしてもいかな場合はやはり対話が重要ですので、まず最初

に副市長が先ほど言われていましたけども、要望があればいろんなところに連れて見せると言われましたけども、私は違うと思うんです。行政側から行って、見て勉強してほしいと、それによって判断してほしいというぐらいの度胸がないと、僕はこの問題は解決しないと思いますので、類似施設の見学は早急に検討して、行ってもらったらいんじゃないかと思います。

それと地域の住民との対話ですけども、これはもう2回の説明会が終わりまして、会場へ私も2回とも参加させてもらいましたけども、異様な雰囲気というのが、それぞれ目的が違いますから当然だと思うんですけど、ここにやはり最高責任者である市長が出て、詳しくひざを交えて話するのも一つの方法じゃないかと思いますので、次回は是非ともそういうやり方をしてほしいと思います。

それと最低価格の分ですけども、これは最低価格もありますけども、いろんな問題が起きとるんちゃうかなという危惧から出とる問題も含んでいますので、聞くところによると県は例えば10社が入札を入れたと、市側から単価を決めとると。それをこちら10社を足して平均して、それで市側出しとる分と足して、その二を出したらこれはだれにもわからないというようなことを県も考えとるようです。そういうものを含めてよう検討して、対応してほしいなと思います。

それとちょっと大したことないんですけども、時差出勤の件を回答いただきましたけれども、私の言ってるのは、時差出勤といや確かにそういうこともありますけども、民間はもう既に交代制というてやってます。やはり生産性を上げるためということです。ほんだから市民に対して生産性を上げるということは、やはり窓口をできるだけ長く開けとくと。経費面とかいろいろあると思うんですけども、やはり市側から住民に対していろんな形でお願いする部分が非常に多いと思いますので、そこら辺も含めてやはり通勤条件の云々じゃなくて、市民に対するサービスという観点から、これも今すぐじゃなくてもいいですから、将来的にやはりいいよったなというような形で検討も含んでほしいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎議長（小林一郎議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

ただ今、阪口議員の質問に対しまして、今、ご指摘ございましたように、私が価格が漏れているというふうなこと、阪口議員が発言してないのに申し上げたということでございました、ただ今の発言につきましては訂正しておわびをさせていただきたいと思います。

それから最低制限価格につきましては、今日、午前中以来ご答弁申し上げておりますように、来年度、美馬市が電算を導入するようにはいたしておりますので、電算導入の中で県が行っております総合評価方式についても、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（小林一郎議員）

政策監。

[政策監 清水英範君 登壇]

◎政策監（清水英範君）

2番、阪口議員の時差出勤についての再問についてお答えいたします。

先もご答弁申し上げましたとおり、時差出勤の目的は通勤ラッシュの解消等でございますが、広くそのメリット、デメリットも含めまして検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

環境部理事。

[市民環境部理事 武田喜善君 登壇]

◎市民環境部理事（武田喜善君）

内水の問題でございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたが、国土交通省に備えているポンプ車が6台、そのうちの内訳としては毎分150トンが1台、60トンが2台、30トンが3台配備していると聞いておりますので、このポンプ車を迅速、適切に配車をしていただくこととしておりますので、よろしくお祈りいたします。

矢板の工法につきましては、ちょっとこれから、技術的な面でございますので、先ほど答弁いたしましたので、なおかつ需用費がどれぐらいかかるかはまた後ほど申し上げたいと思います。

視察につきましては、先ほども副市長が申し上げましたように、これからの進捗を見ながらまた説明会で、視察ということについても、また提案していきたいと思っております。

◎議長（小林一郎議員）

市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

2番、阪口議員の再問にお答えをいたします。

若干ちょっと補足説明も含めて説明をいたしたいと思っております。

まずは内水の問題でございますけれども、これにつきましてはご承知のように国土交通省へも、平成16年の23号台風での水害等も含めて、この内水処理についてはずっと陳情活動を議会にもしていただいておりますし、我々も事あるごとにお祈りをしておるところでございますけれども、今回もまだこの事業についての実施設計等が固まっていないということで、施設の位置等の確定もしていないということでございますので、これらにつきましても今後引き続き国交省にお祈りをしてまいりますし、当面の策といたしまして、できるだけポンプ車で対応をしていくということでございます。

それから、これからの説明会に私も出席をして、話をしろというご提案でございますけれども、私もそれは必要と感じておりますので、適宜出席をする場面には出席をしてみまして、皆さん方のご意見をお伺いをし、またお祈りもしてみたいと考えております。

それから施設見学につきまして、誤解があるといけませんので申し上げたいと思っておりますけれども、地域の住民の方々と十分お話をすることで必要性に応じて、見学をしていただく



必要のある場合には、当然、市の方で設定をして見学に行っていただくということにもしたいと思います。

今後とも皆様方のご協力を是非お願いを申し上げまして、全体的な答弁にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（小林一郎議員）

2番。

[2番 阪口克己議員 登壇]

◎2番（阪口克己議員）

再々問ですので、簡単にいきたいと思いますけども、今、出た中で最後にやはり現場に行くのはまだ早い、いろいろ検討してからということでしたけども、私はやはり環境面の問題から、100回人の話を聞くより1回行ってきた方が一番理解しやすいと思いますので、そこら辺をよく考えて対応してほしいと思います。

それと内水の分につきましては、確かに国交省、引き続き交渉するということで我々も協力もせないかんことだと思うんですけど、現に脇町時代新町地区が、ポンプが能力不足とかそういう問題があって、結果的に浸水したというのがあります。そして聞くところによると、今現在、ポンプアップの必要なところが吉野川水系でかなりあると、三十何ぼあるということも聞いております。そういうことから言えば、やはり築堤は必要ということになりますけども、ポンプアップも同時に必要ということを認識してやってほしいなと思います。

それと最後になりましたけども、私の市民に対する釈明として、本来なら議会で特別委員会をつくってこういう問題を取り組まないかんのですけども、なかなか微力であってできなかったことをおわびして、今後は少人数議員でもいろんなことに取り組んでこういう問題が起きないように努力しますので、よろしくお願います。

これで終わりたいと思います。

◎議長（小林一郎議員）

以上で、通告による一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

日程第3、議案第63号から議案第72号までの10議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元にご配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小林一郎議員）

異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第72号までの10件については、付託表のとおり付託することに決しました。

また、その他の要望については、それぞれ所管の委員会に付託いたしましたので報告いたしておきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。明日一般質問を予定しておりましたが、本日で終了いたしましたので、明日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(小林一郎議員)

異議なしと認めます。よって、明日は休会日とすることに決しました。

なお、13日からの各常任委員会におかれましては、付託案件につきご審議をいただくわけですが、よろしく願いをいたします。

次会は、9月21日午前10時から再開、委員長報告に引き続き、質疑・討論・採決であります。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後3時19分